

千歳市

- *教育・保育施設
- *小規模保育事業所
- *事業所内保育事業所
- *企業主導型保育事業所

利用ガイドブック



子育てするなら、
千歳市

【令和8年度第2版】

(令和8年4月発行)

千歳市こども福祉部こども政策課保育係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地(第2庁舎1階3番窓口)

電話 (0123) 24-0340 FAX (0123) 23-6700

も く じ

施設ご紹介編	P 1
1 教育・保育施設等一覧	P 2
2 施設のご紹介.....	P 4
(1) 認定こども園（幼保連携型）	P 4
(2) 認定こども園（幼稚園型）	P 9
(3) 認定こども園（保育所型）	P 11
(4) 認可保育所.....	P 12
(5) 小規模保育.....	P 13
(6) 事業所内保育.....	P 16
(7) 幼稚園.....	P 17
(8) 企業主導型保育.....	P 18
教育・保育給付認定・保育料編	P 22
1 教育・保育給付認定について.....	P 23
2 利用できる施設と特徴.....	P 24
3 保育の必要性の認定（2号・3号認定の場合）と保育時間.....	P 24
4 千歳市の利用調整基準（2号・3号認定子ども）	P 25
5 保育料及び副食費.....	P 27
6 保育料試算方法.....	P 32
入園手続き編	P 35
1 入園申請手続き.....	P 36
2 利用上の留意事項.....	P 41
幼児教育・保育無償化編	P 43
1 子育てのための施設等利用給付認定について.....	P 44
2 子育てのための施設等利用給付認定（新1～3号認定）が利用できる施設	P 44
3 保育の必要性の認定.....	P 45
4 保育料.....	P 45
5 申請手続き.....	P 48
子育て支援事業編	P 49
1 延長保育事業.....	P 50
2 一時預かり事業（一般型）	P 51
3 一時預かり事業（幼稚園型）	P 52
4 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	P 53
5 休日保育事業.....	P 54
6 その他の事業.....	P 55
(1) ファミリー・サポート・センター事業.....	P 55
(2) 病児・病後児保育事業.....	P 56
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	P 57
(4) 緊急サポートネットワーク事業	P 58

施設紹介編

1 教育・保育施設等一覧

(1) 認定こども園・認可保育所・小規模保育・事業所内保育

区分	公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員(人)			
					1号	2号	3号	
認定こども園	幼保連携型	1 公立	千歳市立認定こども園つばさ	花園4丁目3-1	24-9200	10	55	37
		2 公立	千歳市立認定こども園ひまわり	新富2丁目4-60	23-2894	10	60	32
		3 私立	北斗認定こども園	新富1丁目1-41	22-5983	15	74	46
		4 私立	アリス認定こども園	勇舞1丁目1-1	24-7000	15	70	50
		5 私立	認定こども園千歳春日保育園	春日町2丁目1-9	27-5535	10	64	36
		6 私立	あずさつくし認定こども園	あずさ5丁目21-1	22-5588	10	58	42
		7 私立	認定こども園北陽幼稚園・第2北陽保育園	北陽8丁目2-8	49-3100	25	45	25
		8 私立	認定こども園千歳第2幼稚園	新富1丁目6-21	23-3586	58	52	28
		9 私立	住吉認定こども園	豊里3丁目9-5	24-9368	10	79	11
		10 私立	認定こども園つくし保育園	富丘1丁目5-13	40-1106	10	68	42
		11 私立	認定こども園向陽台つくし幼稚園	若草5丁目3-1	28-2123	75	45	30
		12 私立	認定こども園おひさま	みどり台南2丁目12-6	29-3311	15	49	40
		13 私立	あんじゅ認定こども園	春日町5丁目1-10	23-8015	15	54	36
		14 私立	認定こども園向陽台	若草5丁目2-2	28-3300	10	46	34
	幼稚園型	15 私立	認定こども園メリー幼稚園	末広5丁目1-6	23-3329	120	45	25
		16 私立	認定こども園第2メリー幼稚園	富丘4丁目13-20	23-5735	150	45	5
		17 私立	認定こども園千歳青葉幼稚園	青葉5丁目13-7	23-3998	90	30	—
		18 私立	認定こども園くるみ幼稚園	幸福1丁目847	23-4559	120	30	—
		19 私立	第2わかば幼稚園	勇舞1丁目4-1	23-2200	75	18	12
		20 私立	認定こども園千歳幼稚園	清水町4丁目25	23-2331	60	10	—
保育所型	21 私立	あさ陽認定こども園	流通3丁目1-22	29-5530	15	54	36	
認可保育所	22 私立	第2住吉保育園	豊里2丁目7-7	40-5500	—	—	45	
	23 私立	北陽保育園	北陽1丁目12-2	23-3975	—	—	20	
	24 私立	ちとせスマイル保育園	住吉5丁目1-24	21-8892	—	27	22	
小規模保育	25 私立	ありんこ保育室	北栄1丁目25-9	26-3845	—	—	12	
	26 私立	こだま保育園	花園5丁目7-13	26-3455	—	—	12	

小規模保育	27	私立	さくら保育園	稲穂 1 丁目 2-5	23-4811	—	—	19
	28	私立	ステップ赤ちゃんる〜む	清流 7 丁目 8-8	27-3582	—	—	9
	29	私立	育未保育園	日の出 4 丁目 3-10	25-3109	—	—	19
	30	私立	千歳春日保育園ポケット	春日町 2 丁目 1-9	27-5535	—	—	19
	31	私立	ニチイキッズおさつ駅前保育園	長都駅前 1 丁目 6-1	40-7020	—	—	19
	32	私立	ひよこ保育園	新富 2 丁目 4-11	22-0145	—	—	19
事業所内保育	33	私立	ダイナックスこどもくらぶ	上長都 1053-2	24-3247	—	—	(地域枠) 8
	34	私立	千歳みどりの保育園	大和 4 丁目 3-11	49-2288	—	—	(地域枠) 9

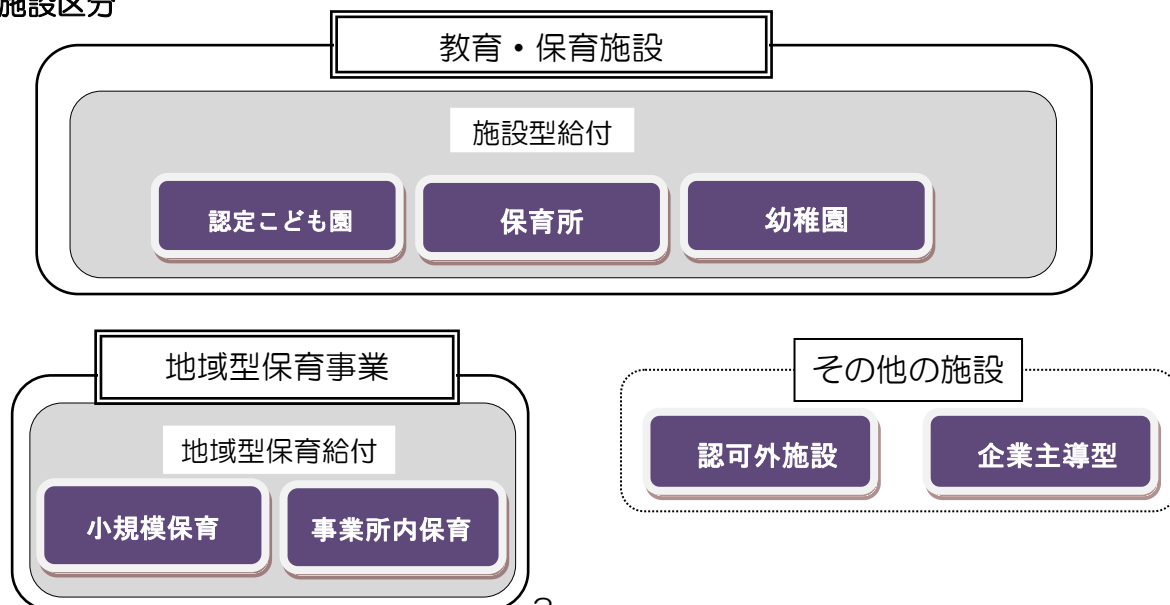
(2) 幼稚園 ※幼稚園を希望する場合は、施設に直接お問い合わせください。

区分	公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員(人)		
					1号	2号	3号
施設給付型	1 私立	千歳つくし幼稚園	高台 2 丁目 3-11	23-0203	255	—	—

(3) 企業主導型 ※企業主導型を希望する場合は、施設に直接お問い合わせください。

区分	公私	施設名	所在地	電話番号	利用定員(人)		
					1号	2号	3号
企業主導型	1 私立	ノース・つくし保育園	新星 1 丁目 3-6	23-3008	—	(地域枠) 4	(地域枠) 3
	2 私立	資生会ここのみ保育園	桂木 1 丁目 3-20	40-3030	—	(地域枠) 4	
	3 私立	ぶらす保育園千歳ことぶき園	寿 2 丁目 13-5	29-6650	—	—	(地域枠) 5
	4 私立	えーるぴーす保育園	勇舞 4 丁目 4-16	47-8538	—	(地域枠) 9	
	5 私立	千歳恵比寿保育園	清流 2 丁目 6-2	29-5707	—	—	(地域枠) 9
	6 私立	ちびっこランド千歳園	北光 5 丁目 4-34	25-5512	—	(地域枠) 19	

● 施設区分



2 施設のご紹介

(1) 認定こども園（幼保連携型）

認定こども園名	①千歳市立認定こども園つばさ				設置日	S40.1.1	設置者	千歳市	
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市花園4丁目3-1 ちとせっこセンター内			
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)24-9200 FAX(0123)24-9200			
	10人	55人	37人	102人					
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。					
教育・ 保育時間	教育標準時間		8:30～14:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—
	保育短時間		8:30～16:30						
教育・ 保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元気な子 やさしい子 考える子 ○ 心も身体もたくましい子 ○ 仲間を大切に思いやりのある子 ○ 意欲をもってあそび、豊かに表現できる子 ○ 自ら考え、行動できる子 ○ 環境に関心を持ち、大切にすること 				施設紹介	<p>地域子育て支援センター、児童館、学童クラブ、認定こども園の複合施設である「ちとせっこセンター」内の1階にあります。</p> <p>平成27年4月に未広保育所が幼保連携型認定こども園となり、なお一層、子どもたちの様々な力を引き出せる取組を行う中で、子ども一人ひとりが未来に向けて生きる力を育む教育・保育を進めて行きます。</p>			

認定こども園名	②千歳市立認定こども園ひまわり				設置日	S44.4.1	設置者	千歳市	
入園年齢	1歳～5歳				所在地	千歳市新富2丁目4-60			
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-2894 FAX(0123)23-2894			
	10人	60人	32人	102人					
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。					
教育・ 保育時間	教育標準時間		8:30～14:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—
	保育短時間		8:30～16:30						
教育・ 保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ わらうこ・たべるこ・いっばいあそぶこ ○ みて・きいて・かんがえて・やってみるこ ・ 好奇心、発想、意欲を持って、表情豊かに遊ぶ子 ・ 自分も友達も大切にする子 ・ 自ら考え行動できる子 ・ 自分の意見や考えを伝えられる子 				施設紹介	<p>新富・北栄地区の市営住宅に隣接し、近くには児童公園が点在しています。</p> <p>平成27年4月に北栄保育所が幼保連携型認定こども園となり、就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供します。子ども1人ひとりを大切にしながら、遊びをとおして意欲を育て、豊かな活動づくりに努めます。</p>			

認定こども園名	③北斗認定こども園				設置日	S56.4.1	設置者	社会福祉法人 千歳洋翔会	
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市新富1丁目1-41			
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)22-5983 FAX(0123)22-5984			
	15人	74人	46人	135人					
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。					
教育・ 保育時間	教育標準時間		8:30～13:30		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—
	保育短時間		8:30～16:30						
教育・ 保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康な心身をもつ子 ○ 思いやりのある子 ○ 意欲をもってやり遂げ、生きる力をもつ子 ○ 豊かな感性を表現できる子 				施設紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鼓笛隊、和太鼓など音体教育を通し、リズム感・協調性を育みます。 ○ 横峯式の体操教室を取り入れ、たくましい体作りを目指します。 ○ 様々な文化に親しめるよう外国人講師による英語教室を行っています。 ○ 園外保育や自然体験を通し、様々な事象に興味や関心を持ち、見たり・考えたりする力を養います。 			

認定こども園（幼保連携型）

認定こども園名	④ アリス認定こども園				設置日	H11.4.1	設置者	社会福祉法人 千歳洋翔会		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市勇舞1丁目1-1				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)24-7000 FAX(0123)24-7021				
	15人	70人	50人	135人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・ 保育時間	教育標準時間		9:00～13:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8:30～16:30							
教育・ 保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康な心身をもつ子 ○ 思いやりのある子 ○ 意欲をもってやり遂げ、生きる力をもつ子 ○ 豊かな感性を表現できる子 				施設紹介	<p>「ようこそアリスに！」をモットーに地域子育て支援センターを併設、仕事と家庭の両立を支えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的なあたたかい雰囲気は、子ども達が安心して過ごせる居場所となっています。 ○ 芝生の広い園庭はハイハイする子の五感を刺激し、植物や虫との出会いは、命の大切さを知り生きる力を育みます。 ○ 広い視野をもち異文化に親しむため、外国人講師による英語教室を行っています。 ○ 体操教室、和太鼓、絵画は、健康な身体を作り、創造性豊かな表現力を育みます。 				

認定こども園名	⑤認定こども園千歳春日保育園				設置日	H20.4.1	設置者	学校法人 浅利教育学園		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市春日町2丁目1-9				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)27-5535 FAX(0123)27-5030				
	10人	64人	36人	110人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・ 保育時間	教育標準時間		8:30～13:30		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8:30～16:30							
教育・ 保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主体性を育てる「あ！そう！ぼっ！」サイクル 自分の好奇心に気づき、まわりが応援し、夢中になる。このプロセスを繰り返すことで、自分で発見し、楽しんで、やりとげる力（つまり、主体性）を育てていきます。 				施設紹介	<p>子ども達に合わせ、安全面に配慮した環境と、広い園舎と園庭で伸び伸びと過ごし子ども達の主体性を育みます。</p> <p>給食は法人栄養士の献立による、手作りの給食やおやつを毎日提供しています。温かくて栄養バランスの良い給食でイキイキと生きていく力を食の面からもサポートしています。</p> <p>うんどうあそびや、ネイティブの先生によるイングリッシュタイム、プログラミングを取り入れ、子ども達の好奇心や、やりたい！気持ちを大切にしています。</p>				

認定こども園名	⑥あずさつくし認定こども園				設置日	H24.4.1	設置者	学校法人 つくし学園		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市あずさ5丁目21-1				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)22-5588 FAX(0123)22-5678				
	10人	58人	42人	110人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・ 保育時間	教育標準時間		8:30～13:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8:00～16:00							
教育・ 保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 頭も心も体も、みんな立派な子どもに ② 自分で考え、自分で作りだす、かしこい子どもに ③ どんなことにもぶつかっても、負けずにやりぬく、元気な子どもに ④ お互いに助け合い、いたわりあい、協力できる、優しい子どもに ⑤ お互い、自分の良い所を伸ばしあえる、個性のある子どもに ⑥ のびのびと遊ぶ、健康でたくましい子どもに 				施設紹介	<p>そなえーと、防災の森公園との中間あたりにあり、シックハウス等の心配のない木造建築で木のぬくもりがたっぷりの園舎です。</p> <p>乳幼児期に大切な経験として「たくましい体・やさしい心・かしこい頭」を目指し、成長を促しています。また、つくし学園の特色でありますリズムあそびや生活・自然体験を通して、心身共に健やかに育つ環境づくりや子育て支援を目指します。</p>				

認定こども園（幼保連携型）

認定こども園名	㊦認定こども園北陽幼稚園・第2北陽保育園				設置日	H25.4.1	設置者	学校法人 三溝学園		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市北陽8丁目2-8				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)49-3100 FAX(0123)49-3101				
	25人	45人	25人	95人						
開園日	月曜日～土曜日※ <u>（土曜保育は園都合により対応不可の場合有）</u>			休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。					
教育・保育時間	教育標準時間				8:30～13:30	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	○	○	—	○	○
	保育短時間				8:30～16:30					
教育・保育目標	心身ともに健やかに協調性や団結力を身につけ豊かな経験ができる園、経験重視賢い子を育てます。「感謝する子」「あいさつできる子」「人の思いにたてる優しい子」の三本柱として未来に向かって羽ばたく子どもたちへ子どもの可能性を伸ばし、子どもの感じる心を豊かにします。				施設紹介	乳児（0～2歳児）では、アタッチメント（愛着）を大切に生きる基本的習慣を身につけてから総合的に各種教育を得意な子を育てるため、2歳後半より5歳児は、専門講師による正しい指導の下、琴・習字・茶道・体育・英語・そろばんを学び、日本の伝統文化に携わり脳科学教育を実施し、体育ローテーション、知育活動、絵画造形、リトミックを取り入れ、集団で学び合い豊かな表現力を身につけ、経験数をより多くもてる園です。				

定こども園名	㊧認定こども園千歳第2幼稚園				設置日	S39.7.1	設置者	学校法人 千歳栄光学園		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市新富1丁目6-21				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-3586 FAX(0123)26-4704				
	58人	52人	28人	138人						
開園日	月曜日～土曜日			休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。					
教育・保育時間	教育標準時間				8:30～14:00	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	○	○	—	○	○
	保育短時間				8:30～16:30					
教育・保育目標	乳幼児期は、生涯にわたる人としての基礎を培う大切な時期であり、自発的な遊びの中から生きるために必要な力を得る時です。乳児は、年齢に合わせた丁寧な保育、幼児は、異年齢のクラス編成をおこない、キリスト教精神に基づいた保育を行います。「自遊共育」（自ら遊び、共に育つ）を大切に、異年齢クラス・年齢別活動、そして、教師をも含めた多様な人間関係の中で、お互いを認め合い、許し合いながら育ち合う「共育」＝「教育・保育」です。				施設紹介	保育園部分を新設して、平成28年度から幼保連携型認定こども園となりました。近隣には公園があり緑豊かな環境です。幼稚園としての54年の教育実績をもとに、子ども一人ひとりの心を育むことを大切に、0歳から5歳までの連続した保育、教育を行い、保護者から信頼され、地域の方々に愛される、認定こども園を目指します。				

認定こども園名	㊨住吉認定こども園				設置日	S49.12.25	設置者	社会福祉法人恵愛会		
入園年齢	2歳～5歳				所在地	千歳市豊里3丁目9-5				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)24-9368 FAX(0123)24-9399				
	10人	79人	11人	100人						
開園日	月曜日～土曜日			休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。					
教育・保育時間	教育標準時間				8:30～13:00	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	○	○	—	○	—
	保育短時間				8:30～16:30					
教育・保育目標	園の方針 ① 健康な体力づくり ② 社会性をもたせる保育 ③ 家庭的環境づくりを絶えず配慮しながら個性や能力に応じた保育 保育目標 どの子どもみんな素晴らしい（元気にあそべる子、意欲のある子、思いやりのある子）				施設紹介	昭和49年に千歳第1号の私立認可保育園として住吉地区に誕生し、昭和62年に現在の豊里に移転。さらに平成29年4月1日より2歳～5歳児対象とした認定こども園へと生まれ変わりました。千歳川の清流を近くに、自然に恵まれた環境のもと「どの子どもみんな素晴らしい」を合言葉に子ども一人ひとりを見つめられる様、触れ合いを大切にしたい保育を心がけています。英語や茶道などの文化に触れる体験や体育教室で体力づくり、自然に親しみ学ぶ中で、考える力・生きる力を育みます。				

認定こども園（幼保連携型）

認定こども園名	⑩認定こども園つくし保育園				設置日	H17.4.1	設置者	学校法人つくし学園		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市富丘1丁目5-13				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)40-1106 FAX(0123)40-1109				
	10人	68人	42人	120人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間		9:00～13:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8:00～16:00							
教育・保育目標	① 頭も心も体も、みんな立派な子どもに ② 自分で考え、自分でつくりだす、かしこい子どもに ③ どんなことにぶつかっても、負けずにやりぬく、元気な子どもに ④ お互いに助け合い、いたわりあい、協力できる、優しい子どもに ⑤ お互い、自分の良い所を伸ばしあえる、個性のある子どもに ⑥ のびのびと遊ぶ 健康でたくましい子どもに				施設紹介	○身体づくり、心づくりを目標とし、乳幼児期の経験を大切に、リズム運動やあそびを積極的に取り組んでいます。 ○自然の中にある野外施設を活用しプールあそび、やきいも、歩くスキーなど四季折々の体験を行っています。 ○幼保連携の活動を大切にしながら家庭的なあたたかい保育環境を目指します。				

認定こども園名	⑪認定こども園向陽台つくし幼稚園				設置日	H3.4.1	設置者	学校法人つくし学園		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市若草5丁目3-1				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)28-2123 FAX(0123)28-2124				
	75人	45人	30人	150人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間		9:00～14:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8:00～16:00							
教育・保育目標	① 頭も心も体も、みんな立派な子どもに ② 自分で考え、自分でつくりだす、かしこい子どもに ③ どんなことにぶつかっても、負けずにやりぬく、元気な子どもに ④ お互いに助け合い、いたわりあい、協力できる、優しい子どもに ⑤ お互い、自分の良い所を伸ばしあえる、個性のある子どもに ⑥ のびのびと遊ぶ 健康でたくましい子どもに				施設紹介	向陽台の自然豊かな立地条件や地域性を活かした教育活動を行っています。 ① 体を使って存分にあそべる。 ② 豊かな自然との出会いを乳幼児期の大切な環境と考えて取り組んでいます。 温水プールでの水遊び・毎日のリズム運動・園庭での歩くスキー。さらに自然保育場「つくしんぼ広場」での体験学習・絵本のよみきかせ・小中学校との交流				

認定こども園名	⑫認定こども園おひさま				設置日	H30.4.1	設置者	社会福祉法人 こどもの杜		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市みどり台南2丁目12-6				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)29-3311 FAX(0123)29-3311				
	15人	49人	40人	104人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間		9:00～14:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8:30～16:30							
教育・保育目標	☆たくましい身体を持つ元気な子 ☆明るく素直で、思いやりのある子 ☆善い事、悪い事が分かり、みんなと仲良く遊べる子 【教職員の基本姿勢】 ☆子どものありのままの個性を受け止めます。 ☆一人ひとりのなにげないつづやきを大切にします。 ☆いつも子どもの目の高さで共感し、共に成長します。 ☆子どもと保護者が安心して過ごせるこども園にします。				施設紹介	0～2歳児クラスでは、自然体験・食育・読み聞かせ・歌・体操を中心に五感を磨き、感性の芽生えを育みます。3～5歳児クラスでは、専属の講師が来て、体育、英語等の指導を行います。 こどもたちの基礎体力を培い、好奇心を育て、豊かな創造性と社会性を身につけます。 小学校への移行がスムーズに行くよう「生きる力の基礎」の育成に力を入れています。				

認定こども園（幼保連携型）

認定こども園名	㊸ あんじゅ認定こども園				設置日	H31.4.1	設置者	社会福祉法人 千歳洋翔会		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市春日町5丁目1-10				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-8015 FAX(0123)23-8016				
	15人	54人	36人	105人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・ 保育時間	教育標準時間		9:00～13:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8:30～16:30							
教育・ 保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○健康な心身をもつ子 ○思いやりのある子 ○意欲をもってやり遂げ、生きる力をもつ子 ○豊かな感性を表現できる子 				施設紹介	<p>千歳市春日町の支笏湖通り沿いにある本園は、1,000坪を超える敷地を有し、広い芝生の園庭では子どもたちが元気に遊んでいます。自然あふれる環境の中で教育・保育の提供をいたします。</p> <p>また、児童館を併設しており、地域の子育て家庭の皆さんや子どもたちが活用しています。</p>				

認定こども園名	㊹ 認定こども園向陽台				設置日	S59.4.1	設置者	社会福祉法人 千歳社会福祉協会		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市若草5丁目2-2				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)28-3300 FAX(0123)28-3304				
	10人	46人	34人	90人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）						
教育・ 保育時間	教育標準時間		8:30～13:00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7:00～18:00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8:30～16:30							
教育・ 保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○仲間を大切に、思いやりのある子ども。 ○心も体も元気な子ども。 ○自然を愛し、大事にする子ども。 ○挑戦したり、工夫したり、自分の考えを表現できる子ども。 				施設紹介	<p>広い敷地の中には、春は桜、夏には林で草花や昆虫達との出会いがあり、秋には紅葉の美しさや栗拾い、冬は園庭の山からそりすべりや雪遊びを楽しむ等、向陽台の豊かな自然の中でたっぷり遊ぶことができます。</p> <p>3歳～5歳には外部講師による英語の時間を設け、楽しみながら言語や文化に対する関心や意欲に繋げています。</p>				

(2) 認定こども園（幼稚園型）

認定こども園名	⑮認定こども園メリー幼稚園				設置日	S 42. 3. 31	設置者	学校法人 千歳学園		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市末広5丁目1番6号				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-3329 FAX(0123)23-3640				
	120人	45人	25人	190人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間		9：30～14：45		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7：00～18：00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		9：30～17：30							
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○丈夫でたくましく良く遊ぶ子ども（元気な子） ○誰とでも仲良くでき、お互いの気持ちを尊重できる子ども（思いやりのある子） ○自分の気持ちを素直に表現できる子ども（素直な子） ○物事に積極的に取り組み、最後までやり遂げる子ども（頑張る子） ○豊かな感性を持つ子ども（感動できる子） 				施設紹介	<p>幼児の持つ無限の能力を引き出し、心身の調和ある発達を目指し、さまざまな体験を通して一人ひとりの個性を伸ばします。</p> <p>広い園庭でのびのびと遊び、また、4台の園バスを使い自然豊かな公園にも出掛けます。</p>				

認定こども園名	⑯認定こども園第2メリー幼稚園				設置日	S 45. 3. 27	設置者	学校法人 千歳学園		
入園年齢	2歳～5歳				所在地	千歳市富丘4丁目13-20				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-5735 FAX(0123)23-5761				
	150人	45人	5	200人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間		8：30～13：45		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7：00～18：00		○	○	—	○	—	
	保育短時間		8：30～16：30							
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○丈夫でたくましく良く遊ぶ子ども（元気な子） ○誰とでも仲良くでき、お互いの気持ちを尊重できる子ども（思いやりのある子） ○自分の気持ちを素直に表現できる子ども（素直な子） ○物事に積極的に取り組み、最後までやり遂げる子ども（頑張る子） ○豊かな感性を持つ子ども（感動できる子） 				施設紹介	<p>幼児の持つ無限の能力を引き出し、心身の調和ある発達を目指し、さまざまな体験を通して一人ひとりの個性を伸ばします。</p> <p>広い園庭や隣接する富丘公園でのびのびと遊び、また、4台の園バスを使い自然豊かな公園にも出掛けます。</p>				

認定こども園名	⑰認定こども園千歳青葉幼稚園				設置日	S 42. 3. 31	設置者	学校法人 千歳青葉学園		
入園年齢	満3歳～5歳				所在地	千歳市青葉5丁目13番7号				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-3998 FAX(0123)23-7412				
	90人	30人	—	120人						
開園日	月曜日～金曜日		休園日	一部土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） その他休園日あり。 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間		10：00～14：00		預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間		7：00～18：00		○	保育短時間のみ○	—	○	—	
	保育短時間		8：30～16：30							
教育・保育目標	<p>あかるく！つよく！たくましく！をスローガンに四季折々の環境を大切に自然から学ぶ教育と音楽に親しむとともに、健やかな体づくりを行っています。</p> <p>「あいさつ日本プロジェクト」を編成し「あいさつ」が自然と身につけられるように工夫しています。</p> <p>学校教育法及び幼稚園教育要領を基調とし、強い体づくりと創造性豊かな人間づくりに努めています。</p> <p>気持ちのいい「あいさつ」が出来るように環境構成しています。</p>				施設紹介	<p>園庭の中には様々な樹木や花があり、幼稚園敷地内に畑を有し、季節感を五感で感じられる環境づくりをしています。</p> <p>令和3年度より幼稚園型認定こども園に移行しました。</p>				

認定こども園（幼稚園型）

認定こども園名	㊦ 認定こども園くるみ幼稚園				設置日	S38. 5. 10	設置者	学校法人 西越学園		
入園年齢	満3歳～5歳				所在地	千歳市幸福1丁目847番地				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-4559 FAX(0123)23-4572				
	120人	30人	—	150人						
開園日	月曜日～金曜日		休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） その他休園日あり。1号認定子どものみ：夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間				9:45～13:45	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	○	保育短時間のみ○	—	○	○
	保育短時間				8:30～16:30					
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康で明るくいいきいきした子ども ○ 感情の安定した素直な子ども ○ 自主的で何事も進んでしようとする子ども ○ 協力してみんなと楽しく遊べる子ども ○ 創造的でよく考える子ども ○ 思いやりがあり心情豊かな子ども ○ 粘り強い子ども 				施設紹介	<p>園舎のまわりは四季を通して自然の宝庫。自然から学ぶ中で強じんな身体、思いやりのある心、豊かな知性を身につけた調和的な教育を志向しています。</p> <p>開園以来59年間の幼稚園としての実績を土台として、令和5年度より幼稚園型認定こども園に移行しました。</p>				
認定こども園名	㊩ 第2わかば幼稚園				設置日	H8. 4. 1	設置者	学校法人 富士学園		
入園年齢	1歳～5歳				所在地	千歳市勇舞1丁目4-1				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎0123-23-2200 FAX0123-23-2210				
	35人	18人	12	65人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） その他休園日あり。 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間				8:30～13:30	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	○	保育短時間のみ○	—	○	○
	保育短時間				8:30～16:30					
教育・保育目標	<p>今できるたくさんの方の経験を通して、子どもの夢を育て、感性豊かに体をつくり、心を教え、考える力を身につける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ たくましく、いきいき躍動する元気な「体」をつくる。 ○ 言葉のコミュニケーションを大切に、思いやりの「心」を育てる。 ○ 人の話をよく聞き、自分で考え行動できる「力」を育てる。 ○ 基本的な生活習慣を学び、必要なマナーを身につける。 				施設紹介	<p>ドッジボール、おにごっこが楽しめる広い園庭は、コンパン遊具（デンマーク製）・砂場もあり、安心して外遊びを楽しむことができます。</p> <p>園庭内にある「わくわく農園」では、旬の野菜を育て食し、自然から学ぶ豊かな体験と食農育の充実を図っています。</p> <p>また、安心した園生活ができる24時間防犯管理体制を整えております。</p>				
認定こども園名	㊰ 認定こども園千歳幼稚園				設置日	S27. 11. 5	設置者	学校法人 千歳栄光学園		
入園年齢	満3歳～5歳				所在地	千歳市清水町4丁目25				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎0123-23-2331				
	60人	10人	—	70人						
開園日	月曜日～金曜日		休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 園が定めた日。1号認定子どものみ：夏・冬・春休みあり。						
教育・保育時間	教育標準時間				8:30～14:00（月～木） 8:30～11:30（金）	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:30～18:30	○	保育短時間のみ○	—	○	—
	保育短時間				8:30～16:30					
教育・保育目標	<p>建学の精神であるキリスト教保育に基づき、「共に生きる」一仲間を大切に、心を育むことを基本理念としている。</p> <p>子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に根ざし愛される幼稚園を目指す。</p> <p>自園の子ども達だけではなく、子育て支援を含め地域に開かれた場所となりすべての子育て家庭が子育ての喜びを実感できるような支援を行う。</p> <p>「遊び」を基盤とした自ら遊び共に育つ保育をキリスト教を土台として展開します。</p> <p>自ら遊び友達と共に遊ぶことを通して獲得した知識は、その子どもの人生においての土台となります。</p>				施設紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千歳市で最初に開園した幼稚園であり、75年目を迎えます。 ○ 異年齢によるクラス編成をし、子どもの年齢の発達段階に合わせた年齢別活動を行っています。 ○ 自ら遊ぶ「自遊共育」を実践しています。 ○ 2歳児クラスがあります。 ○ 令和6年度より幼稚園型認定こども園に移行し、給食を導入しました。 ＊1号認定・週2回給食・週2回お弁当 ＊2号認定・週5回給食を提供しますが、行事などでお弁当を持参していただくことがあります。 				

(3) 認定こども園（保育所型）

認定こども園名	㊤ あさ陽 認定こども園			設置日	R2.4.1	設置者	株式会社育未		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市流通3丁目1-22			
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)29-5530 FAX(0123)29-5560			
	15人	54人	36人	105人					
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 1号認定子どものみ：土曜日休み。夏・冬・春休みあり。					
教育・ 保育時間	教育標準時間	8:30～14:30			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間	7:00～18:00			○	○	—	○	○
	保育短時間	8:30～16:30							
教育・ 保育目標	☆自分のことは自分で出来る子（自立の心） ☆相手の気持ちを考えられる子 ☆継続と環境から養われる柔軟でたくましい体づくり ☆お返事出来る子				施設紹介	※広い敷地と遊技場のある施設です。子どもたちが「いきいき・のびのび・わくわく」できる保育を行っています。 ※安全と衛生管理を第一と考え看護師常駐による細やかな衛生管理をしています。 ※ヨコミネ式教育法（国語・算数・体操）を取り入れ、子どもたち一人ひとりの無限の可能性を最大限に引き出す保育をしています。 ※3歳以上は月1回程度、園バスで市内外のわくわくする場所に出かけています。 ※外国人講師による週1回程度の英語の教室があります。			

(4) 認可保育所

認可保育所名	㉔ 第 2 住吉 保育園				設置日	H29. 4. 1	設置者	社会福祉法人恵愛会		
入園年齢	生後 6 か月～3 歳未満				所在地	千歳市豊里 2 丁目 7-7				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎ (0123) 40-5500 FAX (0123) 40-5501				
	—	—	45 人	45 人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				—	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	—	○	—	○	—
	保育短時間				8:30～16:30	—	○	—	○	—
保育目標	園の方針				施設紹介	住吉認定こども園より約 130m 北方向に 0・1・2 歳児用の保育園として、平成 29 年 4 月 1 日に開園しました。 家庭的環境に配慮した空間で、乳幼児の大切な時期に愛情をたっぷりと注ぎ、心身ともに健やかに成長できるように、保育させていただきます。				
	① 健康な体力づくり ② 社会性をもたせる保育 ③ 家庭的環境づくりを絶えず配慮しながら個性や能力に応じた保育 保育目標 どの子もみんな素晴らしい (元気にあそべる子、意欲のある子、思いやりのある子)									

認可保育所名	㉕ 北陽 保育園				設置日	H16. 2. 5	設置者	特定非営利活動法人 北陽 保育園		
入園年齢	生後 6 か月～3 歳未満				所在地	千歳市北陽 1 丁目 1 2-2				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎ (0123) 23-3975 FAX (0123) 25-3975				
	—	—	20 人	20 人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				—	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	—	○	—	○	—
	保育短時間				8:30～16:30	—	○	—	○	—
保育目標	集団活動を通し、「感謝する子」「やさしい子」「あいさつできる子」を 3 本柱とし、基本的習慣を身につけ発達段階において手助けし、心身ともに健やかな成長を育む。				施設紹介	地域に根差し、緑あふれる芝の園庭がある保育園です。基本的な生活習慣を身に付け発達段階において手助けし、心身共に健やかな成長を育みます。また、体育・英語・リトミックを外部専門講師から楽しく学び、イキイキのびのびとした教育・保育を行っています。				

認可保育所名	㉖ ちとせスマイル 保育園				設置日	H30. 4. 1	設置者	特定非営利活動法人 えにわスマイル保育園		
入園年齢	生後 2 か月～5 歳				所在地	千歳市住吉 5 丁目 1-2 4				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎ (0123) 21-8892 FAX (0123) 21-8893				
	—	27 人	22 人	49 人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				—	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	—	○	—	○	—
	保育短時間				8:30～16:30	—	○	—	○	—
保育目標	○健康でたくましい子 ○豊かな感受性と表現力を持った子 ○友だちを大切に ○笑顔で元気な子				施設紹介	近隣に住吉 1 号公園、住吉 2 号公園、鉄東広場、鉄東コミュニティーセンター、日の出小学校、ひので児童館など子どもの本来の姿である遊びや学習できる環境が整っており、その環境の中、一人一人が充実して遊びや歌、活動の楽しさを感じながら、子どもたちが笑顔で楽しく過ごせるように努めていきます。				

(5) 小規模保育

小規模 保育事業所名	㊸ ありんこ保育室				設置日	S57.4.1	設置者	株式会社ありんこ舎		
入園年齢	生後43日目～1歳未満				所在地	千歳市北栄1丁目25-9				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)26-3845 FAX(0123)26-3845				
	—	—	12人	12人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				—	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:30～18:00	—	保育短時間のみ○	—	○	—
	保育短時間				8:30～16:30	—	—	—	—	—
保育目標	<p>健康で感性豊かな子</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養護のゆき届いた環境の中で、健康・安全など日常生活に必要な基本的な生活習慣を養う。 ○ 強くたくましく成長できるように暖かく見守る。 ○ 集団の一員として生活していく中で、人への親しみや信頼感を培う。 				施設紹介	<p>家庭的な雰囲気の中で、心豊かに成長することを願い一人ひとりの個性を大切に、きめ細やかに丁寧な保育を心がけています。</p> <p>施設内は広く明るく、安心・安全な保育室の中で、楽しく過ごせるよう配慮し、離乳食はもちろん、アレルギーのあるお子さんにも対応しています。また、ブログの運用による情報発信を行っています。</p>				

小規模 保育事業所名	㊸ こだま保育園				設置日	S56.4.1	設置者	株式会社小恵樹		
入園年齢	生後43日目～1歳未満				所在地	千歳市花園5丁目7-13				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)26-3455 FAX(0123)26-3455				
	—	—	12人	12人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				—	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:30～18:00	—	保育短時間のみ○	—	—	—
	保育短時間				8:30～16:30	—	—	—	—	—
保育目標	<p>家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの発達過程や生活環境に応じて、きめ細やかな保育を行います。また、保護者の子育てを支えとともに、地域との連携を図った保育を行います。</p>				施設紹介	<p>千歳駅から徒歩10分の場所にあります。地域における子育て支援の中心施設である子育て総合支援センターに近く、この施設を活用しながら保育を行っています。</p> <p>さらに、周りにはサーモンパークや交通公園等の他、保育環境に恵まれています。</p> <p>保育歴の長いスタッフが多く、手厚い保育を行っています。</p>				

小規模 保育事業所名	㊸ さくら保育園				設置日	S59.5.1	設置者	サンリリー株式会社							
入園年齢	生後43日目～3歳未満				所在地	千歳市稲穂1丁目2-5									
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-4811 FAX(0123)23-4813									
	—	—	19人	19人											
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)											
教育・ 保育時間	教育標準時間				—	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収					
	保育標準時間				7:30～18:00						—	○	—	○	—
	保育短時間				① 8:00～16:00										
					② 8:30～16:30										
				③ 9:00～17:00											
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心も身体も健康な子ども ○ 豊かな感性と創造性にあふれる子ども ○ よく考えて行動し思いやりのある子ども 				施設紹介	<p>0歳～3歳未満児を対象とした定員19名の保育園です。「少人数を手厚い保育」を理念にスタッフ(保育士、看護師、調理師)が子どもたちの成長と発達を手助けします。家庭的な雰囲気を持つことで子どもたちが心地よいと感じてもらえることを大切にしています。見学は随時受付しております。</p> <p>ホームページもぜひご覧ください。</p>									

小規模保育

小規模 保育事業所名	㊸ ステップ赤ちゃんる〜む				設置日	H9. 4. 1	設置者	株式会社ステップ		
入園年齢	生後43日目～1歳未満				所在地	千歳市清流7丁目8-8				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)27-3582 FAX(0123)27-3636				
	—	—	9人	9人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間				—	○	—	○	—	
	保育短時間				8:30～16:30					
保育目標	<p>○十分に擁護の行き届いた安全な環境の中で基本的な生活を保障し、生活リズムを整え子ども達が心地よく感じられるよう丁寧に保育します。</p> <p>○子ども達の心に寄り添い個性を大切にし穏やかに愛情いっぱいの保育を進め、人との関わりを喜び安心して過ごせるようにします。</p> <p>○様々な体験を通して生きる力の芽生えを大切に育てます。</p>				施設紹介	<p>0歳児に特化した定員9名の小規模認可保育園です。経験豊かな職員が安全を最優先に心がけ、子ども達に楽しく過ごしてもらえようと毎日工夫の凝らした保育を進めています。</p> <p>アレルギーや冷凍母乳の対応もおこなっております。ホームページ、ブログもご覧ください。</p>				

小規模 保育事業所名	㊹ 育未保育園				設置日	H27. 4. 1	設置者	株式会社育未		
入園年齢	生後6か月～3歳未満				所在地	千歳市日の出4丁目3-10				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)25-3109 FAX(0123)25-9499				
	—	—	19人	19人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間				—	○	—	○	—	
	保育短時間				8:00～16:00					
保育目標	<p>○ 思いやりのある優しい子</p> <p>○ お返事が出来る子</p> <p>○ 自分の事は自分でしようとする子</p>				施設紹介	<p>☎働く保護者様のサポート役として、安心して預けて頂けるアットホームな施設です。</p> <p>☎安全と衛生管理を第一と考え看護師常駐による細やかな衛生管理をしています。</p> <p>☎一人ひとりに寄り添いながら、お子様の無限の可能性を広げる保育を目指します。</p> <p>☎連携施設「あさ陽認定こども園」との合同の行事(運動会・お祭り・発表会等)があります。</p> <p>☎卒園後の新しい環境にも順応できるよう、2歳児さんは連携施設との合同保育も行っています。</p>				

小規模 保育事業所名	㊺ 千歳春日保育園ポケット				設置日	H28. 4. 1	設置者	学校法人 浅利教育学園		
入園年齢	生後6か月～3歳未満				所在地	千歳市春日町2丁目1-9				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)27-5535 FAX(0123)27-5030				
	—	—	19人	19人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間				—	○	—	○	—	
	保育短時間				8:30～16:30					
保育目標	<p>○主体性を育てる「あ!そう!ぼっ!」サイクル自分の好奇心に気づき、まわりが応援し、夢中になる。このプロセスを繰り返すことで、自分で発見し、楽しんで、やりとげる力(つまり、主体性)を育てていきます。</p>				施設紹介	<p>ひとり一人に合わせ、安全面に十分配慮した環境づくりを行っています。</p> <p>連携施設《認定こども園千歳春日保育園》と園庭やホールの使用、行事など一緒に活動することも多く、遊びの交流も盛んです。</p> <p>卒園後も連携施設とは慣れ親しんだ環境の中で、スムーズな受け入れ体制がとられています。</p>				

小規模保育

小規模 保育事業所名	㊸ニチキッズおさつ駅前保育園				設置日	H28.4.1	設置者	株式会社ニチイ学館		
入園年齢	生後5月7日目～3歳未満				所在地	千歳市長都駅前1丁目6-1				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)40-7020 FAX(0123)40-7021				
	—	—	19人	19人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				—	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	—	○	—	○	—
	保育短時間				8:30～16:30	—	○	—	○	—
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ すくすく育つ ○ いきいき過ごす ○ わくわく遊ぶ 				施設紹介	<p>「お子さまを安心してお預けいただける」安全で健全な生活環境をご用意した上で子どもたちも、保護者の方々も、地域の人々も、みんなが笑顔になれる保育サービスを展開しています。</p> <p>すくすく、わくわく、いきいき</p> <p>「ニチキッズ」は子どもたちが日々の遊びの中で、学びの中で、「自分」というカラーを見つけることができる、ニチイ直営の保育園です。</p>				

小規模 保育事業所名	㊹ひよこ保育園				設置日	H31.4.1	設置者	合同会社ひよこ		
入園年齢	生後6か月～3歳未満				所在地	千歳市新富2丁目4-11				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)22-0145 FAX(0123)22-0146				
	—	—	19人	19人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)						
教育・ 保育時間	教育標準時間				—	預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				7:00～18:00	—	○	—	○	—
	保育短時間				8:00～16:00	—	○	—	○	—
保育目標	<ol style="list-style-type: none"> ① 一人一人の子どもの思いを受け止め心豊かな子どもを育てます ② 安全で楽しく園生活ができるような環境整備の充実を図ります ③ 保護者の思いをくみ取りながら、家庭と一体となり子どもの心身の発達を目指します ④ 保育園としての専門性をいかし、地域の子育てニーズにあった取組みに努めます 				施設紹介	<p>新富・北栄地区の中心部にあり仲の橋通りに面し、利便性が良く近隣には公園も多くある環境の中で、安心・安全・健やかに子どもの成長が見守れる拠点として、地域に根ざした丁寧な保育を目指します。</p>				

(6) 事業所内保育

事業所内 保育事業所名	㊸ ダイナックスこどもくらぶ			設置日	H14. 4. 1	設置者	㈱ダイナックス		
入園年齢	1歳～3歳未満(従業員枠は3歳～5歳も対象)				所在地	千歳市上長都1053-2			
利用定員	1号	2号	3号 (地域枠)	合計	連絡先	☎070-1522-8453 (園直通) FAX(0123)24-2904			
	—	—	8人	8人					
開園日	月曜日～金曜日		休園日	土・日曜日、年末年始、GW、夏季休業期間 ※㈱ダイナックスの操業日に開園するため、祝日は一部開園					
教育・ 保育時間	教育標準時間				預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				—	○	—	○	—
	保育短時間				—	○	—	○	—
保育目標	<p>少人数制による異年齢児保育により、子ども同士が兄弟、姉妹のように助け合う心・我慢したり、譲る心・思いやる心を育てていきます。はだし保育・体操を取り入れ、健康な体作り、体力作りに取り組んでいます。少人数制のため、保育士が園児に接する時間も多く、トイレトレーニングや箸の持ち方など、日々の保育の中で積極的に挑戦し、成長していくことをサポートしていきます。</p>				施設紹介	<p>㈱ダイナックスの敷地内にある事業所内保育施設ですが、構内に保安センターを設置し、24時間体制で警備を実施するなど園児の安全に十分配慮しており、安心してお子さんを預けていただける環境となっております。園庭・花壇を併設し、敷地内の農園では園児による野菜栽培も行っております。</p>			

事業所内 保育事業所名	㊹ 千歳みどりの保育園			設置日	H23. 4. 1	設置者	社会福祉法人いちほつ会		
入園年齢	6か月～3歳未満				所在地	千歳市大和4丁目3-11			
利用定員	1号	2号	3号 (地域枠)	合計	連絡先	☎(0123)49-2288 FAX(0123)40-1166			
	—	—	9人	9人					
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)					
教育・ 保育時間	教育標準時間				預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間				—	○	○	○	—
	保育短時間				—	○	○	○	—
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然との触れ合いを通し、様々なことに興味・関心をもてる子どもに育てる。 ○ 運動を通し、心とからだがたくさんいい子どもに育てる。 ○ 友だちの大切さや思いやりが持てる子どもに育てる。 ○ 高齢者との交流等を通し、人権や社会を知らせる。 				施設紹介	<p>介護施設内にあり、現在は、介護施設に働く職員の子どもと育児休業明け(生後6か月より)のお子さんを保育しております。法人として、認可保育園(札幌市豊平区)や他にも事業所内保育園を3か所運営しており、同じ保育目標を持ち、保育内容についても認可保育園と同じように行っております。</p>			

(7) 幼稚園

幼稚園名	① 千歳つくし幼稚園				設置日	S49.10.1	設置者	学校法人つくし学園		
入園年齢	2歳～5歳				所在地	千歳市高台2丁目3番11号				
利用定員	1号	2号	3号	合計	連絡先	☎(0123)23-0203 FAX(0123)22-3097				
	255人	—	—	255人						
開園日	月曜日～金曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) 夏・冬・春休みあり ただし、長期休み中も「預かり保育」あります						
教育・ 保育時間	教育標準時間	9:00～14:00			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	預り保育時間	8:00～18:00			○	—	—	—	○	
教育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頭も心も体も、みんなりっぱな子どもに ○ 自分でかんがえ、自分でつくりだす、かしこい子どもに ○ どんなことにぶつかっても、まげずにやりぬく、げんきな子どもに ○ おたがいに、たすけあい、いたわりあい、協力できる、やさしい子どもに ○ おたがいに、自分のよいところをのぼしあえる、個性のある子どもに ○ のびのびと遊ぶ、健康でたくましい子どもに 				施設紹介	<p>「つくし幼稚園」として昭和41年創立以来、本年で61年目を迎えることになりました。</p> <p>ひとりひとりの子どもたちを大切に、たのしい生活体験の中で、げんきで、やさしい、かしこい子どもを育てることをめざして、みなさまとともに努力してまいります。</p> <p>併設している「つくしんぼホーム」は、子育て支援活動の拠点として、また当園から車で20分、支笏湖へ行く途中にある自然保育場「つくしんぼ広場」では、プールでの水遊び、ネイチャーゲーム、自然散策、作物栽培等に利用しています。</p>				

(8) 企業主導型保育

企業主導型保育 事業所名(認可外)	①ノース・つくし保育園				設置日	H30.3.22	設置者	セガサミー ゴルフエンタテインメント 株式会社		
入園年齢	1歳～5歳				所在地	千歳市新星1丁目3番6号				
利用定員	1号	2号 (地域枠)	3号 (地域枠)	合計	連絡先	☎ (0123) 23-3008 FAX (0123) 23-3008				
	—	4人	3人	7人						
開園日	月曜日～日曜日			休園日						
保育料 (月額)	1・2歳児：37,000円			その他	【実費徴収】 ・父母の会費月500円 ・白米代月1,000円(2号認定のみ) ・その他諸経費有り ※0～2歳児の昼食代は保育料に含まれています。 ※3歳以上児の保育料等については、無償化の対象となるため、詳細については施設へお問い合わせください。					
教育・ 保育時間	教育標準時間	—			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間	7:00～20:00			—	○	在園児のみ○	○	—	
	延長保育	—								
保育目標	ひとりひとりの子どもを大切に、楽しい生活体験の中で、元気で、優しく、賢い、そして、健康でたくましい子どもを育てることを目指します。 1. 全身運動をゆたかに リズムあそび、はだし保育、水遊び(プール)、歩くスキー、広い園庭での遊び・野菜栽培等々 2. めぐまれた自然環境と積極的なかわり 「つくしんぼ広場」、「ノース・スノーランド・イン千歳」(共に千歳市蘭越)での四季折々の活動 3. 子どもの生活(遊び)を豊かにする造形・描画・音楽・絵本・集団遊びなどを子どもの発達にそくして指導補助 4. 基本的な生活能力の育成と集団活動の展開 基本的な生活習慣の形成、仲間関係の育成、集団生活の決まりの理解、お当番活動等 5. 家庭間・地域との交流 家庭間や地域の人々との交流の場をもうけ、地域社会に開かれた保育の場としての役割を果たして参ります。				施設紹介	「ザ・ノースカントリーゴルフクラブ」(冬期間は「ノース・スノーランド・イン千歳」)を運営するセガサミーゴルフエンタテインメント(株)が、国が仕事と子育ての両立支援事業として進めている企業主導型保育事業として、2018年3月に開園を致しました。 運営は千歳市内に認定こども園(3ヶ所)と幼稚園(1ヶ所)を運営する学校法人つくし学園が行って参ります。 当園では地域住民の皆様の利便性を考慮し、『土日祝日を含めた週7日営業』を行う事により、「潜在的な待機児童の解消」にも貢献していきたいと考えております。また、つくし学園が保有する「つくしんぼ広場」やセガサミーが、冬期間運営する「ノーススノーランド・イン千歳」の広大なフィールドも活用し、様々な遊び体験・野外活動により、健康な身体づくりを目指して参ります。				

企業主導型保育事業所

企業主導型保育事業所名(認可外)	②資生会このみ保育園				設置日	H30. 2. 1	設置者	医療法人資生会		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市桂木1丁目3-20				
利用定員	1号	2号 (地域枠)	3号 (地域枠)	合計	連絡先	☎(0123)40-3030 FAX(0123)40-3030				
	-	1人	3人	4人						
開園日	月曜日～土曜日		休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)						
保育料 (月額)	0歳児: 35,900円		その他	【実費徴収】 ※きょうだい割引: 第2子半額 ※0～2歳児の昼食代は保育料に含まれています。 ※3歳以上児の保育料等については、無償化の対象となるため、詳細については施設へお問い合わせください。						
	1・2歳児: 35,700円									
教育・保育時間	教育標準時間	—			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間	8:00～19:00			—	—	在園児のみ○	○	—	
	保育短時間	—								
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ あかるくたくましく生きる力のある子ども ○ 季節の行事、日々の遊び・お散歩、様々な体験から豊かな心を育む ○ 様々な玩具や絵本を通して、指先の発達や想像力・集中力・語彙力を身に付けていく ○ パネルシアター等で食べ物の役割を伝え、日々の食事を通してマナーを身に付けていく ○ 保育室の片付け、お掃除、食事の準備等の年齢に合ったお手伝いを積極的に取り入れる ○ 身の周りの事を自分で行い、基本的な生活習慣が身に付くように、個々に合わせた援助をしていく ○ 園生活の中で思いやりや優しさを身に付け、困ったときには互いに協力して助け合う 				施設紹介	<p>資生会このみ保育園は、医療法人資生会が企業主導型保育事業として平成30年2月に開園致しました。ゆったりとした室内スペースに加え、園庭・畑・砂場を完備し、隣地には広々とした芝生があり、子どもたちがのびのびと遊んで頂ける環境が揃っています。また、子どもたち一人一人との関わりを大切に、心身ともに健やかな成長ができるよう努めてまいります。</p> <p>当法人で働く職員の子どものほか、地域の子育て支援にも貢献できるよう地域枠を設定し、地域住民の受け入れもしております。</p>				
企業主導型保育事業所名(認可外)	③ぷらす保育園千歳ことびき園				設置日	H31. 2. 1	設置者	株式会社プラス		
入園年齢	生後5月7日目～2歳				所在地	千歳市寿2丁目13-5				
利用定員	1号	2号 (地域枠)	3号 (地域枠)	合計	連絡先	☎(0123)29-6650 FAX(0123)29-6651				
	-	-	5人	5人						
開園日	月曜日～日曜日		休園日	年中無休						
保育料 (月額)	0歳児: 19,000円～24,000円(前月16日以上)、25,200円～36,900円(前月15日以下登園および初月保育料)				その他	【実費徴収】 ・詳細は施設へお問い合わせください。 ※夕食サービスあり: 1回500円 ※きょうだい割引: 第2子以降半額 ※0～2歳児の昼食代は保育料に含まれています。				
	1・2歳児: 18,000円～22,000円(前月16日以上)、22,400円～35,700円(前月15日以下登園および初月保育料)									
教育・保育時間	教育標準時間	—			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収	
	保育標準時間	7:30～20:30			—	—	在園児のみ○	○	—	
	保育短時間	—								
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・興味・関心・好奇心を育てる保育を目指します。 ・様々な遊びや経験を通して、五感で感じる保育を行います。 ・心身共に健やかに育つ環境づくりに努めます。 				施設紹介	<p>十分な人数の保育士配置を行い、お子様1人1人の心の成長・身体の成長に合わせ寄り添いながら、無理なくのびのびと過ごせる保育を行ってまいります。</p> <p>近くには園に隣接する広々とした公園があり、(春夏秋冬)夏・冬ともに、戸外活動を多く取り入れ季節の自然に触れ健康な身体づくりに努めます。</p> <p>保護者目線で考え、通園の際の負担を減らし保護者の方にも優しい保育園運営を行ってまいります。</p>				

企業主導型保育事業所

企業主導型保育事業所名(認可外)	④えーるぴーす保育園 千歳			設置日	R1.7.1	設置者	株式会社さくら コミュニティサービス		
入園年齢	生後3か月～5歳				所在地	千歳市勇舞4丁目4-16			
利用定員	1号	2号 (地域枠)	3号 (地域枠)	合計	連絡先	☎ (0123) 47-8538 FAX (0123) 47-8539			
	—	9人		9人					
開園日	月曜日～土曜日			休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)				
保育料 (月額)	0歳児: 28,720円			その他	【実費徴収】 ・一時預かり保育実施あり(1日～利用可。要予約。施設へお問い合わせください)。 ※延長保育料: 0円 ※きょうだい割引: 第2子以降半額、第3子0円 ※0～2歳児の昼食代は保育料に含まれています。 ※3歳以上児の保育料等については、無償化の対象となるため、詳細については施設へお問い合わせください。				
	1・2歳児: 28,560円								
教育・ 保育時間	教育標準時間	—			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間	8:00～19:00			○	○	—	○	—
	保育短時間	—							
保育目標	○しっかりと挨拶のできる子ども ○自分のことは自分でできる子ども ○思いやりを持ち友達を大切にできる子ども ○健康で明るい子ども				施設紹介	えーるぴーす保育園千歳は企業主導型保育事業として令和1年7月に開園いたしました。 芝生の園庭や畑を完備し、近隣には勇舞2号公園などもあり子どもたちが自然に触れ合い、のびのびと遊べる環境が整っています。 子どもたちが心身共に成長できるよう一人一人の意思を大切にし、楽しく笑顔で過ごせるように努めております。			
企業主導型保育事業所名(認可外)	⑤千歳恵比寿保育園			設置日	R1.9.1	設置者	株式会社恵比寿		
入園年齢	生後5月7日目～2歳				所在地	千歳市清流2丁目6-2			
利用定員	1号	2号 (地域枠)	3号 (地域枠)	合計	連絡先	☎ (0123) 29-5707 FAX (0123) 29-5708			
	—	—	9人	9人					
開園日	月曜日～土曜日				休園日	日曜日・祝日・年末年始			
保育料 (月額)	・18時までのうち8時間利用かつ週5日(週6日)利用の場合: 22,000円(27,000円) ・18時までのうち11時間利用かつ週5日(週6日)利用の場合: 25,000円(30,000円) ・20時までのうち13時間利用かつ週5日(週6日)利用の場合: 33,000円(37,000円)				その他	【実費徴収】 ・詳細は施設へお問い合わせください。 ※0～2歳児の昼食代は保育料に含まれています。			
教育・ 保育時間	教育標準時間	—			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間	7:00～20:00			—	—	—	—	—
	保育短時間	—							
保育目標	本園は保育理念として掲げる「愛情・安全・笑顔」を基礎とし、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。				施設紹介	清流地区のサーモンパーク通りと戦車通りの交差点にあるディズニートレインがかわいい保育園です。 地域の方々や企業で働くパパ、ママを応援する保育園です。 ・体調不良児対応型で、看護師が常駐しています ・登園準備を軽減するため洗濯サービスを行っています ・自園調理にて食育を大切にしております			

企業主導型保育事業所

企業主導型保育 事業所名(認可外)	㊦ちびっこランド千歳園			設置日	R5.1.30	設置者	株式会社 育未		
入園年齢	生後6か月～5歳				所在地	千歳市北光5丁目4-34			
利用定員	1号	2号 (地域枠)	3号 (地域枠)	合計	連絡先	☎(0123)25-5512 FAX(0123)25-5612			
	—	19人		19人					
開園日	月曜日～土曜日			休園日	園の指定する日				
保育料 (月額)	0～2歳児：37,000円			その他	【実費徴収】 ・詳細は施設へお問い合わせください。 ※きょうだい割引：第2子以降割引制度あり ※0～2歳児の昼食代は保育料に含まれています。 ※3歳以上児の保育料等については、無償化の対象となるため、 詳細については施設へお問い合わせください。				
教育・ 保育時間	教育標準時間	—			預り保育	延長保育	休日保育	実費徴収	上乗せ徴収
	保育標準時間	7:00～20:00			—	○	祝日のみ○	○	—
	保育短時間	—							
保育目標	○知育・徳育・体育がバランスよく成長する子 ○思いやりを持って皆と仲良く遊べる子 ○異年齢との関わりで人を労わる気持ちを持てる子 ○四季を通じて自然を学び、命の大切さがわかる子 ○様々な体験を通し豊かな感性で表現、想像できる子				施設紹介	☑保育所ちびっこランド千歳園は定員39人の中規模園で、市内で認定こども園・小規模保育事業所を運営している(株)育未が令和5年1月に開園しました。 ☑開園時間は7:00～20:00で、延長可能時間は22:00です。通勤時間が長時間になる方、勤務時間が不規則な方、非正規労働の方など様々な労働環境の方にも対応可能な施設です。 ☑祝日利用も可能です。 ☑福利厚生制度(ベネフィットワン・リロクラブ等)の育児補助券が使えます。			

教育・保育給付認定・保育料編

1 教育・保育給付認定について

教育・保育施設及び地域型保育事業を利用（入園）する場合は、事前に1号～3号の教育・保育給付認定を受けることが必要です。

教育・保育給付認定を受けるには、市子ども政策課窓口で、保護者の方がお子さんごとに教育・保育給付認定を申請します。その申請をもとに、市が、一人ひとりのお子さんに「支給認定証」を交付します。（私学助成の幼稚園及び認可外施設（企業主導型保育事業所を除く）の場合、教育・保育給付認定は必要ありません。また、施設型給付の幼稚園の場合は、入園決定後に園で教育・保育給付認定申請手続きを行います。）

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間			利用できる施設			
			教育標準時間	保育短時間	保育標準時間	認定こども園	保育所	幼稚園 (施設型給付)	地域型保育事業
1号認定 ※ ¹	満3歳以上	必要ありません	○			○		○	
2号認定	3歳以上	必要		○	○	○	○		
3号認定	3歳未満	必要		○	○	○	○		○

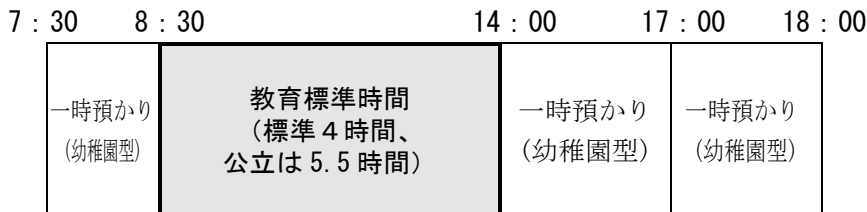
※ 両親が就労していても、1号認定を受けて、認定こども園や幼稚園に通うことができます。

※ 教育標準時間 … 1日4時間を標準として各施設で定める教育時間

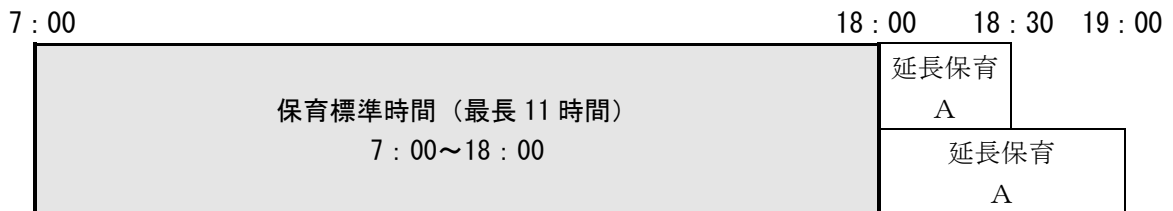
※ 保育標準時間 … 1日最長11時間の保育時間（保護者の就労時間が月120時間以上）

※ 保育短時間 … 1日最長8時間の保育時間（保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満）

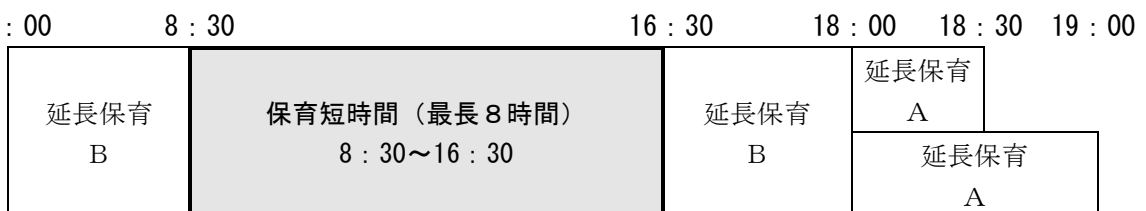
(1) 教育標準時間の例



(2) 保育標準時間の例



(3) 保育短時間の例



2 利用できる施設と特徴

教育・保育施設及び地域型保育事業の対象年齢、特徴及び利用できる認定区分は次のとおりです。

区分	施設種別 (対象年齢)	施設等の特徴	認定区分
教育・保育施設	認定こども園 (0～5歳児)	幼稚園での幼児教育と保育所での保育機能を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設です。	1・2・3号
	保育所 (0～5歳児)	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、必要な保育を行う施設です。	2・3号
	幼稚園(施設型給付) (3～5歳児)	就学前の幼児が様々な環境で教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。	1号
地域型保育事業	小規模保育 (0～2歳児)	3歳未満児を対象に、定員6～19人以下と比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を実施する事業です。	3号
	事業所内保育 (0～2歳児)	事業所内保育所で、従業員の子どもと3歳未満の地域の子どもを一緒に保育する事業です。	3号
	家庭的保育 ※ (0～2歳児)	3歳未満児を対象に、5人以下の少人数での家庭的な雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業です。	3号
	居宅訪問型保育※ (0～2歳児)	障がいや疾病などで個別ケアが必要な3歳未満児を保護者の自宅で保育する事業です。	3号

※現在千歳市では、家庭的保育と居宅訪問型保育の提供は行っておりません。

3 保育の必要性の認定(2号・3号認定の場合)と保育時間

2号及び3号の認定を受けたお子さんが、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用(入園)する場合は、保育の必要性(下記の①～⑩)に該当する必要があります。

また、保育の必要性の該当項目によりお子さんを預けられる時間(保育時間)が分けられています。

保育の必要性		保育時間
①	月に120時間以上の就労	保育標準時間※ ¹
	月に48時間以上120時間未満の就労 (週に3日で1日4時間以上の就労)	保育短時間
②	妊娠、出産(産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間)	保育標準時間※ ¹
③	保護者の疾病、障がい	保育標準時間または保育短時間※ ²
④	同居または長期入院している親族の介護・看護	保育標準時間または保育短時間※ ²
⑤	災害復旧	保育標準時間※ ¹
⑥	求職活動(起業準備を含む) ～最長90日(到達日の月末)までの利用	保育短時間
⑦	就学(職業訓練学校等における職業訓練を含む。)	保育標準時間または保育短時間※ ²
⑧	虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間※ ¹
⑨	既に上の子が保育を利用して、育児休業を取得 (上の子が同じ施設の在園を継続できる。)	保育短時間
⑩	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	保育標準時間または保育短時間※ ²

※¹ 保育標準時間の認定を受けても、保護者の申し出により、保育短時間への変更が可能です。

※² 事由に係る状況を勘案して、保育標準時間または保育短時間の認定を行います。

4 千歳市の利用調整基準（2号・3号認定子ども）

○ 千歳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整基準

教育・保育給付認定申請で特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を上回る応募があった場合は、市はあらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定します。

（1）優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定します。

ア 基本点数

国が子ども・子育て支援法施行規則で規定する保育を必要とする事由に従い設定します。

- ① 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を設定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とします。
- ② ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100点」を合算して世帯の基本点数とします。
- ③ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で設定します。

イ 調整点数

保育の代替手段、世帯の状況、就労状況、きょうだいの状況に応じて加点・減点します。

ウ 同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の場合は、順位表の該当順により判断します。

（2）基本点数表

事由	状況	点数	保育できない理由・保護者の就労状況等
①就労		100	月実働 160 時間以上就労している。(1日 8 時間以上かつ月 20 日以上)
		90	月実働 140 時間以上 160 時間未満就労している。(1日 7 時間以上かつ月 20 日以上)
		80	月実働 120 時間以上 140 時間未満就労している。(1日 6 時間以上かつ月 20 日以上)
		70	月実働 100 時間以上 120 時間未満就労している。(1日 5 時間以上かつ月 20 日以上)
		60	月実働 75 時間以上 100 時間未満就労している。(1日 5 時間以上かつ月 15 日以上)
		50	月実働 48 時間以上 75 時間未満就労している。(1日 4 時間以上かつ月 12 日以上)
②妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後 2 か月の期間にあり、出産の休養を要する場合
③ 保護者の 疾病・ 障がい等	疾病 など	100	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳 1～2 級、及び精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療育手帳 A の交付を受けていて保育が困難な場合
		80	身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B・C の交付を受けていて保育が困難な場合
		60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合
④同居親族等の 看護・介護		100	常時看護(介護)が必要であり、月 160 時間以上の保育が困難である。 (1日 8 時間以上かつ月 20 日以上完全看護が必要な場合)
		70	入院、通院、通所の付添いのため、月 100 時間以上の保育が困難である。 (1日 5 時間以上かつ月 20 日以上付添が必要な場合)
		50	入院、通院、通所の付添いのため、月 48 時間以上の保育が困難である。 (1日 4 時間以上で月 12 日以上付添が必要な場合)
⑤災害・復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合
	⑥求職活動	70	月実働 160 時間以上の仕事に内定している。(1日 8 時間以上かつ月 20 日以上)
		60	月実働 120 時間以上の仕事に内定している。(1日 6 時間以上かつ月 20 日以上)
		50	月実働 100 時間以上の仕事に内定している。(1日 5 時間以上かつ月 20 日以上)
		40	月実働 48 時間以上の仕事に内定している。(1日 4 時間以上かつ月 12 日以上)
30		上記以外で求職中(就労先未定)である場合	
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月 120 時間以上就学している場合
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月 48 時間以上就学している場合
⑧虐待・DV		—	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
⑨育児継続利用		—	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。(千歳市独自規定)
⑩その他		—	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

- (注) ※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用します。
 ※ 就労時間には休憩時間を含むものとします。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断します。()内の1日の就労時間と月の就労日数は判断の目安とするものです。
 ※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除く。
 ※ 就労状況及び求職活動の事由に居宅内就労、居宅外就労の区別はせず、同一の取扱いとします。

(3) 調整点数表

区分	内 容	調整点数
① 保育の代替手段	児童と同居の祖父母が65歳未満で児童の保育が可能な場合	-10
	65歳未満の祖父母が市内に在住しており児童の保育が可能な場合	-5
	地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)の卒園児で連携施設を希望する場合	+200
	地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)の卒園児で連携施設を希望しない場合	+150
	産後休業後、育児休業後、復職時に申込みする場合	+20
	同一認定こども園において、1号認定から2号認定へ変更する場合 ※1	+200
② 世帯状況	ひとり親世帯である場合	+20
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	+50
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	+30
	生活中心者の失業の場合(リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。)	+20
	精神または身体に障がいをもっている同居親族がいる世帯	+10
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	+10
③ 就労状況	雇用主が保護者または配偶者の親族である場合	-5
	父母のうちいずれかが単身赴任	+10
④ きょうだいの状況	既にきょうだいが保育施設等を利用している場合	+50
	きょうだいが同時に申込みをする場合	+10
	第3子以降の申込みをする場合	+10
	申込児童以外に申込みのない未就学児童(きょうだい)がいる場合	-10
⑤ 転園	年度当初	+10
	転居・兄弟が別な園に在籍している等、転園希望が妥当と判断される場合	+10
	認可保育所において、受入年齢の上限に達したために転園しなければならない場合 ※2	+180
⑥ 保育士資格等を有し、市内の認可保育施設等に就労中又は就労予定の場合	月実働140時間以上就労している。(1日7時間以上かつ月20日以上)	+45
	月実働48時間以上140時間未満就労している。(1日4時間以上かつ月12日以上)	+40

※1 同一園内の認定変更であっても、市への申請が必要です(入所調整の対象となります)。

※2 認可保育所等が連携施設(受入機能を持つものに限る。)になっていて、当該連携施設を希望する場合を含みます。

(4) 同一点数時の順位表

順位	内 容
1	千歳市民である。(転入予定者を含む。)
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	市民税所得割額の低い世帯

(備考)

- 「利用調整基準」は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項及び第4項の規定に基づく、利用調整に係る基準です。
- 「事由」は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条各号に規定する事由によります。
- 「特定教育・保育施設」とは、認定こども園、保育所及び新制度に移行した幼稚園をいいます。また、「特定地域型保育事業」とは、小規模保育、事業所内保育(地域枠)、家庭的保育及び居宅訪問型保育をいいます。

5 保育料及び副食費

※認定こども園※認可保育所※幼稚園(施設型給付)※小規模保育事業※事業所内保育事業

※1 年齢制限とは、多子カウントの年齢制限を指します。「有」の場合、1号認定は幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、2号・3号認定は0歳児から小学校就学前までの範囲において、最年長の児童から順に第1子、第2子とカウントします。「無」の場合は上記「有」の年齢制限がなくなります。

※2 ひとり親世帯等とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子または同条第2項に規定する配偶者のない男子で、児童を扶養している世帯、次に掲げる方がいる世帯を指します。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた方
- ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた方
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象者に監護または養育されている障がい児
- ④ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

(1) 1号認定子どもの保育料（月額）及び副食費

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分					
階層区分	定義	多子区分	年齢制限 ※1	保育料	副食費
1	被保護世帯又は支援給付受給世帯	第1・2子	/	0円	免除
		第3子	無	0円	免除
2	市民税非課税世帯及び市民税均等割の額のみ課税世帯	第1・2子	/	0円	免除
		第3子	無	0円	免除
3	市民税の所得割額 77,100円以下	第1・2子	/	0円	免除
		第3子	無	0円	免除
4	市民税の所得割額 211,200円以下	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第3子	有	0円	免除
5	市民税の所得割額 211,201円以上	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第3子	有	0円	免除

(2) 2・3号認定子どもの保育料（月額）及び副食費

各月初日の入園児童の 属する世帯の階層区分		3号認定子ども				2号認定子ども			
		多子区分	年齢制限 ※1	保育料		多子区分	年齢制限 ※1	保育料	副食費
階層	定義			標準時間	短時間				
A	被保護世帯、支援給付受給世帯又は里親世帯	第1子	/	0円	0円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無			第3子	無		
B	市民税非課税世帯	第1子	/	0円	0円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無			第3子	無		
C1	市民税均等割のみ	第1子	/	11,600円	11,400円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無			第3子	無		
C2	24,300円未満	第1子	/	13,100円	12,900円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無			第3子	無		
C3	48,600円未満	第1子	/	14,300円	14,100円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無			第3子	無		
D1	57,700円未満	第1子	/	19,300円	19,000円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無			第3子	無		
D2	60,700円未満	第1子	/	19,300円	19,000円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D3	72,800円未満	第1子	/	21,200円	20,800円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D4	84,900円未満	第1子	/	23,100円	22,700円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D5	97,000円未満	第1子	/	25,000円	24,600円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D6	111,000円未満	第1子	/	30,000円	29,500円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D7	125,000円未満	第1子	/	33,200円	32,600円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D8	139,000円未満	第1子	/	36,300円	35,700円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D9	153,000円未満	第1子	/	39,600円	38,900円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D10	169,000円未満	第1子	/	42,800円	42,100円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無			第3子	有		
D11	213,000円未満	第1子	/	47,400円	46,600円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有			23,700円	23,300円		
D12	257,000円未満	第1子	/	50,700円	49,800円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有			25,350円	24,900円		
D13	301,000円未満	第1子	/	54,000円	53,100円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有			27,000円	26,550円		
D14	349,000円未満	第1子	/	57,400円	56,400円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有			28,700円	28,200円		
D15	397,000円未満	第1子	/	60,700円	59,700円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有			30,350円	29,850円		
D15	397,000円以上	第1子	/	68,600円	67,400円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有			34,300円	33,700円		

(3) 2・3号認定子どもの保育料（月額）及び副食費（ひとり親世帯等※2）

各月初日の入園児童の 属する世帯の階層区分		3号認定子ども				2号認定子ども			
		多子区分	年齢制限 ※1	保育料		多子区分	年齢制限 ※1	保育料	副食費
階層	定義			標準時間	短時間				
A	被保護世帯、支援給付受給世帯又は里親世帯	第1子	/	0円	0円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無			第3子	無		
B	市民税非課税世帯	第1子	/	0円	0円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無	0円	0円	第3子	無	0円	免除
C1	市民税均等割のみ	第1子	/	5,300円	5,200円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無	0円	0円	第3子	無	0円	免除
C2	24,300円未満	第1子	/	6,050円	5,950円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無	0円	0円	第3子	無	0円	免除
C3	48,600円未満	第1子	/	6,650円	6,550円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無	0円	0円	第3子	無	0円	免除
D1	60,700円未満	第1子	/	9,000円	9,000円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無	0円	0円	第3子	無	0円	免除
D2	72,800円未満	第1子	/	9,000円	9,000円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無	0円	0円	第3子	無	0円	免除
D3	77,101円未満	第1子	/	9,000円	9,000円	第1・2子	/	0円	免除
		第2子	無	0円	0円	第3子	無	0円	免除
D4	84,900円未満	第1子	/	23,100円	22,700円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無	0円	0円	第3子	有	0円	免除
D5	97,000円未満	第1子	/	25,000円	24,600円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無	0円	0円	第3子	有	0円	免除
D6	111,000円未満	第1子	/	30,000円	29,500円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無	0円	0円	第3子	有	0円	免除
D7	125,000円未満	第1子	/	33,200円	32,600円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無	0円	0円	第3子	有	0円	免除
D8	139,000円未満	第1子	/	36,300円	35,700円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無	0円	0円	第3子	有	0円	免除
D9	153,000円未満	第1子	/	39,600円	38,900円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無	0円	0円	第3子	有	0円	免除
D10	169,000円未満	第1子	/	42,800円	42,100円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	無	0円	0円	第3子	有	0円	免除
D11	213,000円未満	第1子	/	47,400円	46,600円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有	23,700円	23,300円	第3子	有	0円	免除
D12	257,000円未満	第1子	/	50,700円	49,800円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有	25,350円	24,900円	第3子	有	0円	免除
D13	301,000円未満	第1子	/	54,000円	53,100円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有	27,000円	26,550円	第3子	有	0円	免除
D14	349,000円未満	第1子	/	57,400円	56,400円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有	28,700円	28,200円	第3子	有	0円	免除
D15	397,000円未満	第1子	/	60,700円	59,700円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有	30,350円	29,850円	第3子	有	0円	免除
D15	397,000円以上	第1子	/	68,600円	67,400円	第1・2子	/	0円	免除対象外
		第2子	有	34,300円	33,700円	第3子	有	0円	免除

市民税の所得割額

(4) 保育料についての説明

ア 基本保育料

3号認定子どもの保育料は、国が定める額を限度として市が設定します。

また、遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費、学級会や保護者会等の会費、課外活動費等は、各施設が保護者の同意を得て「実費徴収」を行います。

そのほか、教育時間でのカリキュラム経費など「上乗せ徴収」を行う施設がありますが、この場合も各施設が書面により保護者の同意を得ることになっています。

実費徴収及び上乗せ徴収については、各施設に直接お尋ねください。

イ 基本保育料の支払方法

公立施設及び私立認可保育所の保育料は市に支払います。(口座振替、納付書)

民間施設(私立認可保育所を除く。)の保育料は、各施設に支払います。支払方法は、口座振替、現金等、各園により異なります。

ウ その他の保育料

このほか、延長保育を利用した場合は延長保育料、一時預かり事業(幼稚園型)を利用した場合は一時預かり保育料(幼稚園型)がかかります。詳しくは、P49～51をご覧ください。

《用語説明》

1 被保護世帯、支援給付受給世帯又は里親世帯

被保護世帯、支援給付受給世帯又は里親世帯とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、または児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親世帯をいいます。

2 均等割

均等割の額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいいます。

3 所得割

所得割の額とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいいます。所得割を計算する場合には、次の控除は適用しません。

- ① 寄附金税額控除(地方税法第314条の7)
- ② 外国税額控除(同法第314条の8)
- ③ 配当所得控除(同法附則第5条第3項)
- ④ 住宅借入金等特別税額控除(同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項)

4 児童の年齢

「3歳児」「4、5歳児」とは、年度の初日の前日において3歳または4、5歳の児童を、「0～2歳児」とは、年度の初日の前日において0歳から2歳の児童をいいます。

《税額の算定》

市町村民税の減免を受けている場合

地方税法第323条に規定する市町村民税の減免を受けている場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とします。

《 入園・退園の時期と保育料 》

入園日は各月 1 日及び 16 日、退園日は各月 15 日及び末日とします。

16 日入園または 15 日退園の場合の保育料の額は、当該月分の保育料の半額（その額に 10 円未満の端数があるときは、端数切り捨て）とします。

ただし、子ども・子育て支援法第 3 条第 1 項の規定により実施する広域利用については、日割計算による保育料の額とします。

《 保育料の軽減 》

1 多子軽減

① D10 階層以降に該当する世帯では、0 歳から小学校就学前までの範囲において通園しているきょうだいがいる場合、当該世帯に属する最年長の児童から順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料とします。

② C 1 階層から D 9 階層に該当する世帯では、①の範囲がなくなり、当該世帯に属する最年長の子等から順に 2 人目以降は無料とします。

※保育料第 2 子無償化について

保育料の第 2 子以降の完全無償化については、令和 8 年 9 月の保育料改定時からの開始予定となっており、令和 8 年 8 月までの保育料算定方法はこれまでどおりの算定方法となります。

2 世帯状況による軽減

児童の属する世帯状況が次のアまたはイに該当する場合、C 1 階層から C 3 階層までは、それぞれの金額から 1,000 円減額したうえで、当該世帯に属する最年長児から順に 1 人目はその半額、2 人目以降は無料とします。また、D 1 階層から D 3 階層（所得割額 71,101 円未満）までは、3 号認定こどもの 1 人目は 9,000 円とし、2 人目以降は無料とします。

ア 母子及び父子世帯等

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子または同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で、児童を扶養している世帯

イ 次に掲げる方がいる世帯

- ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付を受けた方
- ② 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳の交付を受けた方
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 条第 1 項に規定する特別児童扶養手当の支給対象者に監護または養育されている障がい児
- ④ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

《 市民税の課税年度と保育料 》

4 月から 8 月分の保育料は前年度分の市民税、9 月から翌年 3 月分の保育料は当年度分の市民税の額により階層区分を決定します。

6 保育料試算方法

保育料を試算するためには、まず「市民税額」の均等割額と所得割額を確認します。確認方法は、次のとおりです。

(1) 市民税・道民税をあらかじめ給与から引かれている方（特別徴収）

勤務先から渡される「給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の通知書」をご覧の上、【図1】をご参照ください。

(2) 市民税・道民税を金融機関窓口又は口座振替でお支払いされている方（普通徴収）

市税務課から送付される「市民税・道民税納税通知書」の3枚目をご覧の上、【図2】をご参照ください。

【図1】または【図2】をご覧ください

1 「所得割額」が課税されている方は ① の額を、「均等割額」のみが課税されている方は ② の額を、保育料の表の階層区分に当てはめて保育料を試算します。

2 その際、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当所得控除等が適用されている場合は、「所得割額」にその額 ③ を加えた額が保育料算定税額です。

※ ③の住宅借入金等特別税額控除額が（市・町）および（都・道・府・県）に分かれていない場合は、住宅借入金等特別税額控除額に0.6を乗じた金額が③の金額となります。

※ 4月から8月分の保育料は、前年度の市民税で、9月から翌年3月分の保育料は、当年度の市民税で算定します。

(例) 令和8年4月から8月分 ⇒ 令和7年度市民税
令和8年9月から令和9年3月分 ⇒ 令和8年度市民税

【図1】 給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の通知書による税額確認

年度 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与	農業所得	不労所得	配当所得	雑所得	譲渡所得	雑所得	課税標準	総所得③	税額控除額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	特別徴収額⑫⑬⑭	変更前税額⑬	増減額⑮⑯	変更月		
	給与所得(所得控除等調整控除額)	以外の合算							山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等配当等	先物取引										
	所得区分																							
	所得金額①																							

所得控除	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	所得控除合計②	控除標準	控除額
	障害・勤労	配偶者	配偶者特別	扶養	基礎	所得控除合計②			

(摘要)	住宅借入金等特別税額控除額	市町村寄附金控除控除額	都道府県寄附金控除額
	●●●,●●●円	●●,●●●円	●●,●●●円

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	円	円	円	円
	7月分	10月分	1月分	4月分
	円	円	円	円
	8月分	11月分	2月分	5月分
	円	円	円	円

(問合せ先) 千歳市役所 税務課市民税係 ☎ 0123 24 0158

【図2】 市民税・道民税納税通知書による税額確認

年度 市民税・道民税納税通知書 (課税対象年度 年度)		市民税・道民税の計算基礎(課税対象年度 年度) 氏名 様																																																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>金融機関名</td><td></td></tr> <tr><td>種別・口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>口座名義人</td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: small;">この納税通知書により、普通徴収に係る各納期の税額を納期限までに納めてください。口座振替の場合は、納期限の日に上記の口座から引き落とされますので残高にご留意願います。</p>		通知書番号		金融機関名		種別・口座番号		口座名義人		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>普通徴収通知書番号</td><td></td><td>整理番号</td><td></td><td>備考</td><td></td></tr> <tr><td>営業等・農業</td><td>円</td><td>補損・医療</td><td>円</td><td>課税標準額</td><td>円</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>円</td><td>社保・小規模</td><td>円</td><td>市民税</td><td>円</td></tr> <tr><td>利子</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>道民税</td><td>円</td></tr> <tr><td>配当</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>所得割</td><td>円</td></tr> <tr><td>給与</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>均等割</td><td>円</td></tr> <tr><td>(給与収入額)</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>調整控除</td><td>円</td></tr> <tr><td>年金等の雑所得</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>住借控除</td><td>円</td></tr> <tr><td>(公的年金等収入額)</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>寄附控除</td><td>円</td></tr> <tr><td>総額・一</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>配当割株式譲渡所得割控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>計</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>16歳未満の扶養人数</td><td>円</td></tr> <tr><td>分離長期</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td>合計</td><td>円</td></tr> <tr><td>分離短期</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>山林株式売却</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>繰越損失</td><td>円</td><td>所得</td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年税額(A)円</td><td></td><td>給与からの特別徴収税額(B)円</td><td></td><td>年金からの特別徴収税額(C)円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>差引普通徴収税額(A)(B)(C)円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>合計</td><td></td></tr> </table>		普通徴収通知書番号		整理番号		備考		営業等・農業	円	補損・医療	円	課税標準額	円	不動産	円	社保・小規模	円	市民税	円	利子	円	所得	円	道民税	円	配当	円	所得	円	所得割	円	給与	円	所得	円	均等割	円	(給与収入額)	円	所得	円	調整控除	円	年金等の雑所得	円	所得	円	住借控除	円	(公的年金等収入額)	円	所得	円	寄附控除	円	総額・一	円	所得	円	配当割株式譲渡所得割控除額	円	計	円	所得	円	16歳未満の扶養人数	円	分離長期	円	所得	円	合計	円	分離短期	円	所得	円			山林株式売却	円	所得	円			繰越損失	円	所得	円			年税額(A)円		給与からの特別徴収税額(B)円		年金からの特別徴収税額(C)円						差引普通徴収税額(A)(B)(C)円						合計	
通知書番号																																																																																																																							
金融機関名																																																																																																																							
種別・口座番号																																																																																																																							
口座名義人																																																																																																																							
普通徴収通知書番号		整理番号		備考																																																																																																																			
営業等・農業	円	補損・医療	円	課税標準額	円																																																																																																																		
不動産	円	社保・小規模	円	市民税	円																																																																																																																		
利子	円	所得	円	道民税	円																																																																																																																		
配当	円	所得	円	所得割	円																																																																																																																		
給与	円	所得	円	均等割	円																																																																																																																		
(給与収入額)	円	所得	円	調整控除	円																																																																																																																		
年金等の雑所得	円	所得	円	住借控除	円																																																																																																																		
(公的年金等収入額)	円	所得	円	寄附控除	円																																																																																																																		
総額・一	円	所得	円	配当割株式譲渡所得割控除額	円																																																																																																																		
計	円	所得	円	16歳未満の扶養人数	円																																																																																																																		
分離長期	円	所得	円	合計	円																																																																																																																		
分離短期	円	所得	円																																																																																																																				
山林株式売却	円	所得	円																																																																																																																				
繰越損失	円	所得	円																																																																																																																				
年税額(A)円		給与からの特別徴収税額(B)円		年金からの特別徴収税額(C)円																																																																																																																			
				差引普通徴収税額(A)(B)(C)円																																																																																																																			
				合計																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>差し引かれる年金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年金支給月</td><td>4月</td><td>6月</td><td>8月</td><td>10月</td><td>12月</td><td>2月</td><td>翌年4月</td><td>翌年6月</td><td>翌年8月</td></tr> <tr><td>[年金]特別徴収金額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> </table>		差し引かれる年金										年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	翌年4月	翌年6月	翌年8月	[年金]特別徴収金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>期別</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>納期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>期別税額A</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>納付済税額B</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>差引納付税額A/B</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> </table> <p style="font-size: x-small;">(年税額) (円) 税額の詳細は2枚目をご覧ください。</p>		期別										納期										期別税額A	円	円	円	円	円	円	円	円	円	納付済税額B	円	円	円	円	円	円	円	円	円	差引納付税額A/B	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																				
差し引かれる年金																																																																																																																							
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	翌年4月	翌年6月	翌年8月																																																																																																														
[年金]特別徴収金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																														
期別																																																																																																																							
納期																																																																																																																							
期別税額A	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																														
納付済税額B	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																														
差引納付税額A/B	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																														

調整控除	円	円
住借控除	円	円
寄附控除	円	円
配当割株式譲渡所得割控除額	円	円
16歳未満の扶養人数	所得割	円
	均等割	円
普通徴収税額(A)(B)(C)円	合計	円

入園手続き編

1 入園申請手続き

(1) 1号認定で入園を希望する場合

ア 市立認定こども園つばさ・ひまわり

申請期間等は(2)と同様です。

イ 私立認定こども園

入園申請は、各施設で受け付けますので、希望する施設に直接お問合せください。

(2) 2号・3号認定で入園を希望する(1号から2号への切替え含む) 場合

市立・私立認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)を希望する場合、申込先は市こども政策課です。

入園時期	利用希望日	2号・3号認定子どもの申請期間	結果連絡
年度当初	令和8年4月1日	1次: 令和7年10月6日から11月7日 2次: 令和8年1月7日から1月30日	12月下旬 2月下旬
年度途中	毎月1日または16日	利用希望日の <u>3か月前から1か月前まで</u>	利用希望日の約14日前

※ 年度途中の結果連絡は、入園が決まった方のみが対象です。

※ 結果連絡の時期は、状況により変動する場合があります。

※ 入園日から2週間程度は慣らし保育の期間となります。

※ 育児休業期間中に復職を前提として入園申請を行う場合は、育児休業延長の許容に関する申出書兼同意書の提出が必要です。

※ 育児休業中の場合、入園後原則1か月以内の職場復帰が必要です。

※ 育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、保育所等の利用申請書類の写しが必要となりますので、必ず事前に申請書類の写しをとって保管してください。

(3) 申請に必要なもの(詳細はP38参照)

- ① 教育・保育給付認定申請書
- ② 同意書
- ③ 保育を必要とする証明書(2号・3号認定のみ)
- ④ 母子手帳(2号・3号認定のみ)
- ⑤ 令和7年1月1日現在、千歳市に住所がない方は、父母の令和7年度市町村民税課税証明書など市町村民税所得割額及び控除額の内訳がわかるもの(こども政策課窓口へマイナンバー確認書類及び本人確認書類を提出した場合は不要)

(4) 希望する施設について

2号・3号認定子どもは、入園を希望する施設ごとに入園選考を行います。そのため、希望する施設数が多いほど入園の可能性は高くなります。年度途中等、早期に入園を希望される方は、希望施設をできるだけ多く選定されることをお勧めします。

なお、利用希望者の多い施設は長期間お待ち頂いても入園できない場合があります。

(5) 入園選考について

- ① 1号認定子どもの入園選考は、各園が選考を行います。
- ② 2号・3号認定子どもの入園選考は、定員を上回る申し込みがあった場合、「利用調整基準」に基づき、市が入園の順番を決定します(1号認定子どもの2号認定子どもへの変更希望についても利用調整対象となります)。ただし、入園を希望する施設の定員や保育体制により、入園の順番や入園時期が前後する場合があります。

定員に達している場合は、空きができるまでお待ち頂くこととなりますが、その年度内は入園選考が継続されますので、改めて手続きをする必要はありません。

申請後に、認可外保育施設や幼稚園に入園したなどの理由で、申請を取り下げる場合は、必ずこども政策課へご連絡ください。

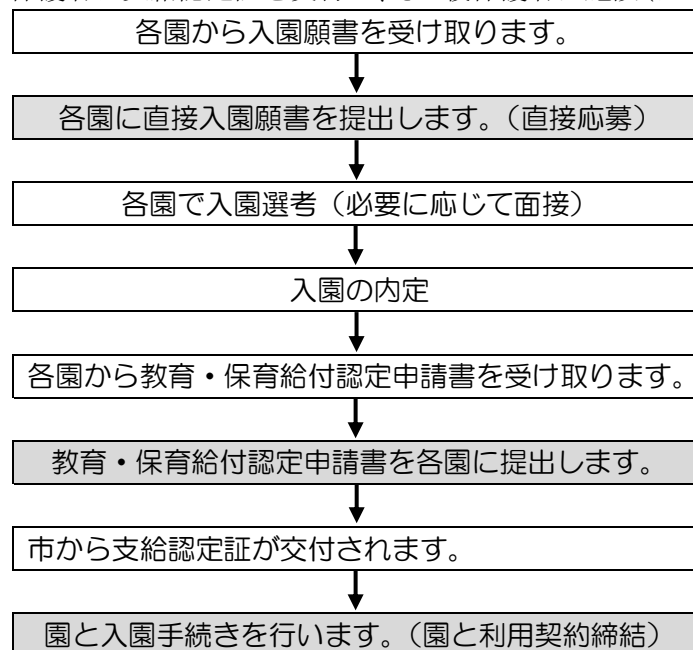
(6) 利用手続きの流れ

① 1号認定子ども *認定こども園(教育部分) *幼稚園(施設型給付)

※ 企業主導型保育含む

保護者は入園を希望する施設を選び、各園に直接応募します。各園では入園選考を行い、保護者に内定を出します。内定を受けた保護者は施設を通して市に教育・保育給付認定の申請をします(施設により一部異なる場合があります)。

市は保護者に支給認定証を交付し、その後保護者は施設(公立施設は市)と契約します。

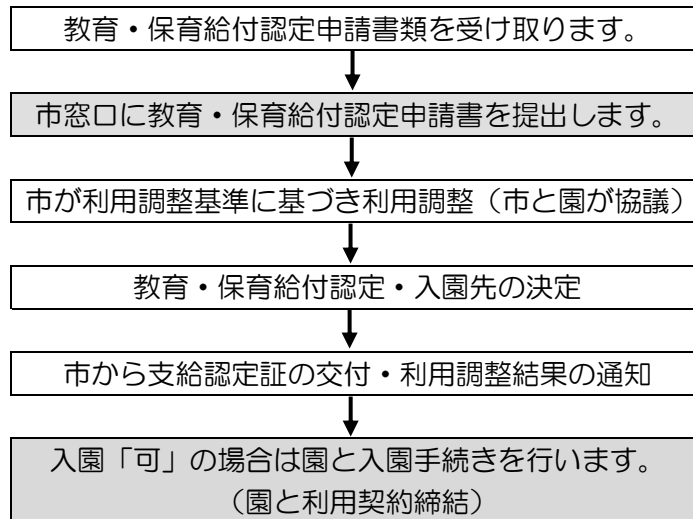


② 2号・3号認定子ども *認定こども園（保育部分）*保育所*小規模保育*事業所内保育

保護者は「教育・保育給付認定申請書」をこども政策課窓口で受取り（市ホームページにも掲載しております。）「保育を必要とする事由」の証明書類を添付して、こども政策課に申込みます。市は、「利用調整基準」に基づき、公平・公正に入園の順番を調整し、各施設と協議を行います。（各施設から受け入れの了承を得ます。）

市は保護者に支給認定証を交付するとともに、施設の利用調整結果を通知します。

入園が「可」の場合は、保護者は施設（公立施設、私立認可保育所は市）と契約します。



(7) 申請書類チェック表

I 共通申請書類（児童1人につき1部）

①	子ども・子育て支援新制度の給付を受けるための書類	教育・保育給付認定申請書
②	課税情報の閲覧、施設等への利用料の提示等に対する同意	同意書

II 利用料を決めるために必要な書類

①	令和7年1月1日現在、千歳市に住所がなかった方のみ	令和7年度「市・道民税特別徴収税額通知書」、「市・道民税納入通知書」又は「市・道民税課税証明書（市・道民税非課税証明書など）」※控除額の内訳が記載されたもの
---	---------------------------	--

※ 扶養義務者全員のものが必要です。

※ こども政策課窓口へマイナンバー確認書類及び本人確認書類を提出した場合は不要です。

III 「保育を必要とする事由」の証明書類

①	会社などに勤務している方、又は内定している方	就労証明書（父母ともに必要）
②	自営業、農業などを自ら（又は親族）が営んでいる方	就労証明書と事業内容を証明する書類（営業許可証、開業届出書、登記事項証明書、確定申告書等、いずれか1部） ※業務内容確認のため確認書類の追加を求める場合があります。 ※夫婦で経営している場合は連名で可
③	妊娠中又は出産後間がない方（産前2か月、産後2か月）	分娩予定日を証明できる書類（母子手帳など（窓口で提示））
④	疾病などの方	医師の診断書（市指定様式あり）
⑤	長期にわたり、疾病や障がいのある同居親族を介護している方	介護保険被保険者証（要介護認定済みのもの）又は医師の診断書
⑥	学校などに通学中の方	在学証明書・時間割など
⑦	求職中の方	求職状況申立書
⑧	災害復旧にあたっている方	り災証明書、その他証明書
⑨	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合	育児休業取得証明書
⑩	その他	関係機関と連携し、必要に応じて書類を求める場合あり

※ ①、②、⑥の場合で「保育を必要とする事由」とは、概ね週3日以上で1日4時間以上の勤務や就学などで保育が必要な状態をいいます。

※ ②の場合で所得があった場合は確定申告及び住民税の申告が必要です。申告がない場合は保育要件の認定が出来ない場合があります。

（所得の申告等に関するお問合せ先：税務課市民税係 0123-24-0158）

※ ⑦の事由で施設を利用した後に、就労先が決まった場合は、Ⅲ①又はⅢ②の書類提出が必要です。

IV 家族状況の確認に必要な書類

①	生活保護を受けている世帯	I①の教育・保育給付認定申請書の「生活保護の適用の有無」欄に記載
②	一人親の世帯	児童扶養手当受給者証、一人親家庭等医療費助成受給者証
③	障がいのある方がいる世帯	障害者手帳、療育手帳など
④	祖父母などと同居しているが、世帯を別にし、一人親として生計を営んでいる方（一人親の要件に該当する方）	（一人親であることの）申立書
⑤	企業主導型保育園に在園する兄弟がいる世帯	支給認定証又は在園証明の写し

V その他の書類等

①	利用児童の健康状態を確認する書類	母子手帳
②	利用児童に食物アレルギーがある場合	食物アレルギー及び緊急時対応申出書、 医師の診断書
③	保育料支払方法(認可保育所、市立認定こども園のみ)	口座振替依頼書

※V③については、毎月納付書支払を希望する方は不要

(8) 説明会や面接の実施について

施設を利用するにあたり、事前に施設の運営規程などの説明を受けていただきます。

また、保護者及び児童の面接を行います。面接票や食事調査票に基づき、お子さんの家庭での様子についてお聞きします。

面接等により、集団での保育が困難であると認められる場合は、施設を利用できない場合がありますのであらかじめご承知おきください。

(9) 入園後の届出(教育・保育給付認定の変更)について

次のような場合は、施設と市(こども政策課保育係)の両方で、すみやかに手続きをしてください。支給認定証は、必要に応じて返還していただきます。

- ① 住所、氏名の変更
- ② 家族構成の変更(再婚・離婚・親族等との同居など)
- ③ 退職、就業時間の変更、転出、病気回復などにより、保育の必要性がなくなった場合
- ④ 電話番号等、連絡先に変更があった場合
- ⑤ 就労時間の変更により、保育の必要時間が変わる場合(翌月変更となります)
- ⑥ 保育料の算定となる税情報に変更があった場合
- ⑦ 支給認定証を紛失した場合
- ⑧ 退園する場合
- ⑨ 兄弟が企業主導型保育園に入園した場合

2 利用上の留意事項 (施設により一部異なる場合があります。)

(1) 保育時間について

保育所などの施設は、保育が必要な時間にお子さんをお預かりする施設です。保育時間は、各施設によって異なりますが、勤務時間+通勤時間の保育となるようご協力ください。

入園当初～保護者から離れることや初めての集団生活で気持ちが不安定になりがちです。お子さんが無理なく生活を送れるよう、短い時間の保育(慣らし保育)から始め、お子さんの状況に応じ保育時間を延ばしていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

延長保育～2号・3号認定子どもの保護者の勤務時間の都合などで、支給認定証で認められた時間(保育標準時間、保育短時間)を超えて保育が必要なおさんは、延長保育を利用することができます。別途、料金がかかります。延長保育の内容は、各施設に直接お問い合わせください。

一時預かり事業(幼稚園型)～1号認定こどもの保護者の都合などで、支給認定証で認められた時間(教育標準時間)を超えて保育が必要なおさんは、一時預かり事業(幼稚園型)を利用することができます。別途、料金がかかります。一時預かり事業(幼稚園型)の内容は、各施設に直接お問い合わせください。

(2) 健康面について

- ① 必ず乳幼児健診(4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診等)を受けましょう。
- ② 面接のとき、お子さんの体質的なことなど、施設で聞き取りをします。健康状態について心配なことがありましたら、詳しくお知らせください。
- ③ 熱、咳、鼻水などで具合の悪い時は、家庭で休養して早めに治しましょう。また、前の晩や当日の朝、健康状態のすぐれない時は連絡してください。
- ④ 保育中に発熱、怪我などがあった場合はご連絡します。
(勤務先や携帯番号が変わった場合は、必ず職員にご連絡ください。)
- ⑤ 風しん、水ぼうそうなど伝染性の高い病気の疑いがあるときは、病院で認定こども園や保育所に入園していることを伝え、医師の許可が出てから登園してください。
- ⑥ 予防接種を受けて伝染性の病気からお子さんを守りましょう。
- ⑦ 毎日の健康のため「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣を大切にしましょう。

(3) 薬の持参について

お子さんの薬は、本来保護者が与えるべきものですが、集団保育が可能となり、あと1～2回の投薬で済む場合には、次の事項を守りご持参ください。

- ① 薬は、医師が処方し調剤されたものに限ります。市販の薬はお受けできません。
- ② 水薬、錠剤は1回分の量を持参してください。
- ③ 「投薬連絡票」を提出してください。
- ④ 座薬の使用は原則として行いません。
- ⑤ アトピー性皮膚炎等、経過が長引くものは主治医の指示が必要です。

(4) 給食について

給食は、各施設で薄味、噛みごたえ、適温等に配慮して提供しています。

また、お子さんの偏食、小食、肥満でお悩みの方はご相談ください。

なお、給食の内容、給食費や支払方法については、各施設に直接お問い合わせください。

<給食費>

○1号認定子ども及び2号認定子ども

保育料に給食代は含まれていませんので、給食費（主食、おかず、おやつ）の実費負担が必要です。

○3号認定子ども

保育料に給食代（主食、おかず、おやつ）が含まれています。

○副食費の免除について

- ・1号・2号認定こどもの徴収免除対象者は以下の方々です。
- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・所得階層に関わらず、第3子以降の子ども（保育料の多子カウントと同様の取り扱いとなります。）

(5) 食物アレルギーの対応について

千歳市では、アレルギー原因食材をできるだけ使わない献立を導入し、アレルギーのある子もない子も、みんな仲良く同じ給食を食べる「なかよし給食」を推進しています。

食物アレルギーに対する食事制限は、医師の指示に基づき可能な範囲で行います。（医師の診断書の様式は各施設、市こども政策課にあります。）

家庭でも医師の指示に基づき、アレルギー対応していることが前提であり、予防のための食事制限や、好き嫌いや食べ慣れていないなどの理由での除去や代替は行いません。

市は、食物アレルギー対応マニュアルを各施設に配布するほか、研修会を毎年開催して、誤食事故の防止に努めています。

(6) 送迎について

- ① いつもと違う方がお迎えに来るときは、必ず連絡をお願いします。連絡がない場合は、お子さんの安全確保のためお引渡しできません。また、送迎時間が変更になる場合もご連絡ください。
- ② 休むときや遅れて登園するときは、当日朝の9時30分までに連絡してください。また、長期間休むことのないようにしましょう。
- ③ 送迎の際には、持ち物の始末、掲示板、保育の様子などを直接ご確認ください。
- ④ 送迎の時間帯は、車が大変混みあいます。事故防止のため、お子さんの手を引いて一緒に登降園しましょう。
- ⑤ 置き引きが多発しています。車内に手荷物等を置いたまま降車しないよう、車の施錠を忘れないように注意しましょう。

幼兒教育・保育無償化編

1 子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育施設の利用料又は預かり保育料の無償化には子育てのための施設等利用給付認定（新1号～新3号）を受ける必要があります。千歳市在住で保育施設等に通園中の方は、市子ども政策課窓口で、保護者の方がお子さんごとに施設等利用給付認定を申請します。その申請をもとに、市が、一人ひとりのお子さんに子育てのための施設等利用給付認定証を交付します。

（既に1号、2号、3号の認定を受けている方は子育てのための施設等利用給付認定は必要ありません。ただし、1号認定こどもで幼稚園預かり保育を無償で利用される場合は子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。）

給付認定区分	年齢	保育の必要性	利用対象時間			利用できる施設		
			教育時間	預かり(幼稚園型)	利用時間 認可外保育施設等	認定こども園(教育)	幼稚園(施設型給付)	幼稚園(私学助成)
新1号認定	満3歳以上	必要なし	○				○	
新2号認定	3歳以上	必要		○	○	○	○	○
新3号認定	3歳未満	必要(市民税非課税世帯)		○	○	○	○	○

2 子育てのための施設等利用給付認定（新1～3号認定）が利用できる施設

子育てのための施設等利用給付認定（新1号～新3号認定）を受けたお子さんが利用できる施設は次のとおりです。

区分	施設種別	施設等の特徴	給付認定区分
教育施設	認定こども園(教育)の預かり保育	幼稚園での幼児教育と保育所での保育機能を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設です。	新2号・新3号
	幼稚園(私学助成)	就学前の幼児が様々な環境で教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。	新1号
	幼稚園の預かり保育		新2号・新3号
認可外保育施設等	認可外保育施設等	保護者の仕事に関わらず利用できる施設です。認可外保育施設等の届出を行っている施設が対象となります。	新2号・新3号

3 保育の必要性の認定

新2号及び新3号の認定を受けたお子さんが、保育料や預かり保育料を無償で利用する場合は、保育の必要性（下記の①～⑩）に該当する必要があります。

保育の必要性	
①	月に48時間以上の就労
②	妊娠、出産（産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間）
③	保護者の疾病、障がい
④	同居または長期入院している親族の介護・看護
⑤	災害復旧
⑥	求職活動（起業準備を含む。） ～最長90日（到達日の月末）までの利用
⑦	就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む。）
⑧	虐待やDVのおそれがあること
⑨	既に上の子が保育を利用して、育児休業を取得 （上の子が同じ施設の在園を継続できる。）
⑩	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

4 保育料

（1）新1号認定子どもの保育料

新1号認定こども（私学助成幼稚園）の保育料は園が定める保育料が月2万5700円を超えない場合、保育料の支払いはありません。ただし、給食費等の実費徴収に係る費用は継続してご負担いただきます。

（2）新2号認定子どもの保育料

新2号認定こども（認可外保育施設等）の保育料は、上限の月3万7000円まで無償です。
※認可外保育施設等を複数利用できます（認定こども園、認可保育所、幼稚園、企業主導型保育施設との併用はできません）。

（3）新2号認定子どもの幼稚園・認定こども園（教育）の預かり保育料

月1万1300円（日額450円×預かり保育利用日数が月の上限額）を超えない場合、保育料の支払いはありません。上限を超えた分、実費徴収分は、保護者負担となります。
※入園されている施設以外での利用は無償の対象となりません。

（4）新3号認定子どもの保育料

新3号認定こども（認可外保育施設等）の保育料は、上限の月4万2000円まで無償です。
※認可外保育施設等が複数利用できます（認定こども園、認可保育所、小規模保育、幼稚園、企業主導型保育施設との併用はできません）。

(5) 新3号認定子どもの幼稚園・認定こども園（教育）の預かり保育料

月1万6300円（日額450円×預かり保育利用日数が月の上限額）を超えない場合、保育料の支払いはありません。上限を超えた分は、保護者負担となります。

※入園されている施設以外での利用やプレ保育は無償の対象となりません。

(6) 一時預かり事業（一般型※公立園のみ）、病児病後児保育事業等の利用について

ア 一時預かり事業（一般型※公立園のみ）、病児病後児保育事業

一時預かり事業（一般型※公立園のみ）、病児病後児保育事業の利用について、新2号認定子どもは月3万7000円、新3号認定こどもは4万2000円を超えない場合、保育料の支払いはありません。ただし、その他の認可外保育施設等を複数利用し、上限額を超えた場合は保護者負担となります。

イ その他の市内子ども・子育て支援施設等（償還払いとなる施設等）

以下に該当する施設の利用について、新2号及び新3号認定こどもの保育料は、各施設へ支払いが必要となります。保育料の支払いが完了しましたら、施設より市の定める「提供証明書兼領収書」を受け取り、市こども政策課へ規定する期間までに「施設等利用費請求書」をご提出ください。市こども政策課では利用状況を取りまとめ、お支払いいただいた、月3万7000円（新3号は月4万2000円）までの料金を還付いたします。

《該当施設》

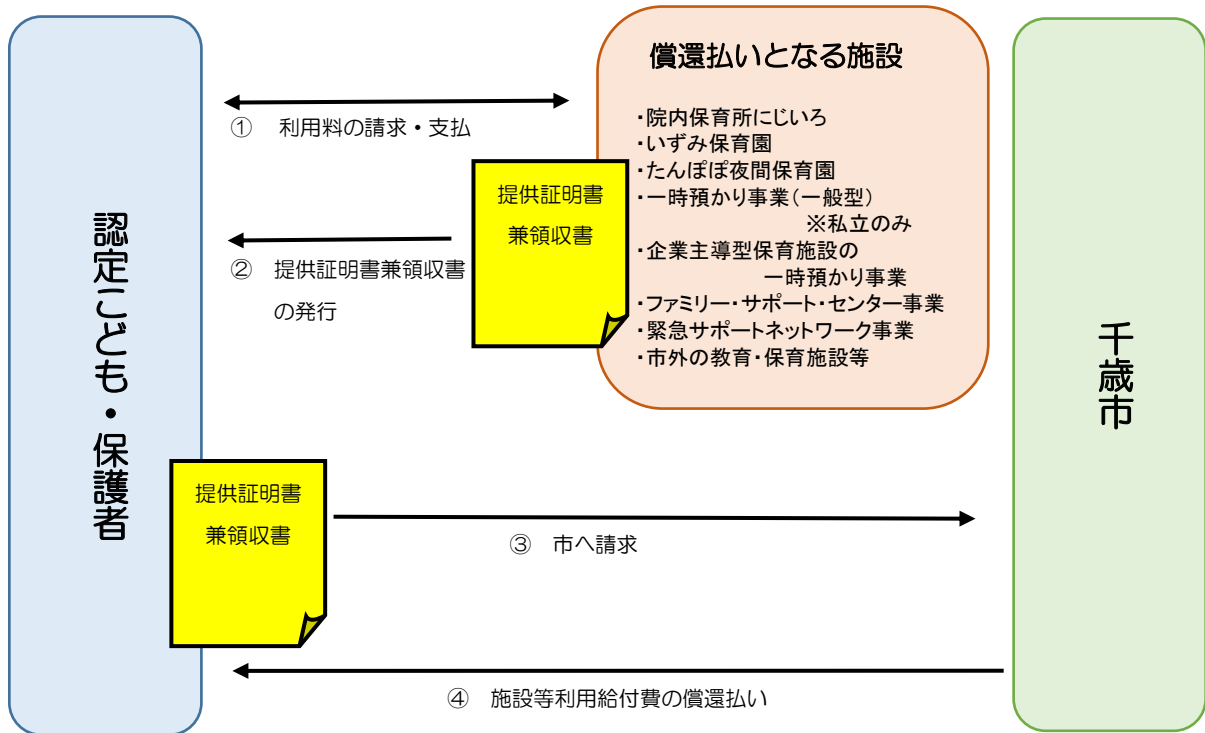
- ・院内保育所にじいる
- ・いずみ保育園
- ・たんぼぼ夜間保育園
- ・一時預かり事業（一般型）※私立保育所・私立認定こども園のみ
- ・企業主導型保育施設の一時預かり事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・緊急サポートネットワーク事業

○請求時期と支払い時期

利用時期	請求期間	支払い時期
当該年度4月から6月分	当該年度4月から7月末まで	当該年度8月末
当該年度7月から9月分	当該年度7月から10月末まで	当該年度11月末
当該年度10月から12月分	当該年度10月から1月末まで	当該年度2月末
当該年度1月から3月分	当該年度1月から4月15日まで	当該年度5月中旬

※当該年度1月から3月分までの申請期間は4月15日が休日・祝日の場合は翌開庁日とする。

○償還払いの流れ



(7) 市外で教育・保育施設等を利用した場合

市外で教育・保育施設等を利用した場合の新1号(私学助成)認定こども、新2号・新3号認定こどもの保育料及び幼稚園預かり保育料は各施設へ支払いが必要となります。保育料の支払いが完了しましたら、施設より市の定める「提供証明書兼領収書」を受け取り、市こども政策課へ規定する期間までに提出ください。市こども政策課では利用状況を取りまとめ、支払いいただいた、それぞれの給付認定の月上限額までの料金を還付いたします。請求時期と支払い時期に関しては(6)ーウその他の市内子ども・子育て支援施設等を利用した場合と同じになります。

5 申請手続き

子育てのための施設等利用給付認定（新1～3号認定）の申請は次のとおりです。

入園時期	利用希望日	新1号・新2号・新3号認定子どもの申請期間	認定連絡
年度当初	当該年度4月1日	入園が決定した方は 令和8年2月までに施設に申請を行う。	令和8年3月 から4月
年度途中	毎月1日または16日	利用希望日の2週間前までに申請	利用希望日の 7～1日前
時期	利用希望日	新1号・新2号・新3号認定子どもの申請期間	認定連絡
年度更新	当該年度4月1日から	市こども政策課が定める期限までに各施設 を通して継続申請を行う。	なし
変更・取下	毎月1日から	変更・取下希望日の2週間前までに申請	変更・取下希望 日の7～1日前

※ 結果連絡の時期については、調整状況により変動する場合があります。

※ 当該年度で既に市内認可保育施設を申請している方で2号認定及び3号認定をお持ちの場合は申請の必要はありません。

（1）入園後の届出（認定の変更）について

次のような場合は、施設と市（こども政策課）の両方で、すみやかに手続きをしてください。
認定証は、必要に応じて返還していただきます。

- ① 住所、氏名の変更
- ② 家族構成の変更（再婚・離婚・親族等との同居など）
- ③ 退職、就業時間の変更、転出、病気回復などにより、保育の必要性がなくなった場合
- ④ 電話番号等、連絡先に変更があった場合
- ⑤ 就業時間の変更により、保育の必要性がなくなる場合（翌月取消となります）
- ⑥ 保育料の算定となる税情報に変更があった場合（新3号認定のみ）
- ⑦ 退園する場合

（2）申請に必要なもの

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 保育を必要とする証明書（新2号・新3号認定のみ）
- ③ 令和7年1月1日現在、千歳市に住所がない方は、父母の令和7年度市町村民税課税証明書など市町村民税の額がわかるもの（新3号認定のみ。こども政策課窓口へマイナンバー確認書類及び本人確認書類を提出した場合は不要）

子育て支援事業編

1 延長保育事業

(1) 実施施設

2号・3号認定子どもを対象とする教育・保育施設及び地域型保育事業所
(延長保育の実施は、各施設の判断によります。)

(2) 保育料

区 分	利用対象者	利用時間	保育料	月の上限額
延長保育A	保育標準時間	午後6時～午後6時30分	150円	3,000円
	保育短時間	午後6時～午後7時	300円	
延長保育B	保育短時間	午前7時～午前8時30分	150円	設定なし
		午後4時30分～午後6時	150円	

※ 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び里親世帯の保育料は無料とします。

※ 一部施設では利用時間の設定が異なる場合があります。

(3) 利用例

① 保育標準時間（最長11時間）

7:00	18:00	18:30	19:00
保育標準時間（最長11時間） 7:00～18:00 基本保育料		延長保育A 150円	
		延長保育A 300円	

② 保育短時間（最長8時間）

7:00	8:30	16:30	18:00	18:30	19:00
延長保育B 150円	保育短時間（最長8時間） 8:30～16:30 基本保育料		延長保育B 150円	延長保育A 150円	
			延長保育A 300円		

2 一時預かり事業（一般型）

急な保護者の病気・看護・出産（緊急理由）、週に1～3日程度の就労・就学（就労・就学理由）育児疲れ解消など（私的理由）で、お子さんを預けたい場合に、一時的に受け入れる「一時預かり事業」を実施しています。

（対象は市内に住民登録があり、集団保育が可能な1歳から就学前の児童で、1歳児は満1歳の誕生月の翌月以降で離乳食が完了していることが必要です。）

※ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。電話 24-0340

（1）実施施設（令和8年度）

- ① 市立認定こども園ひまわり（新富2丁目4-60）（1歳から6歳） 電話 23-2894
- ② 市立認定こども園つばさ（花園4丁目3-1）（1歳から6歳） 電話 24-9200
- ③ 認定こども園向陽台（若草5丁目2-2）（1歳から6歳） 電話 28-3300
- ④ 認定こども園おひさま（みどり台南2丁目12-6）（1歳から6歳） 電話 29-3311

※ ①と②の申込先は市役所こども政策課保育係、③と④の申込先は直接施設になります。

（2）保育料

事業類型	利用時間	保育料	
		3歳未満児	3歳以上児
一般型	午前7時～午後1時（半日）	3歳未満児	1,100円
		3歳以上児	900円
	午前7時～午後6時（1日）	3歳未満児	2,000円
		3歳以上児	1,500円

※ 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び里親世帯の保育料は無料とします。

※ 上記の保育料には給食代・おやつ代を含みます。

（3）利用例

① 半日

7:00 13:00

一時預かり事業（7:00～13:00） 3歳未満児：1,100円 3歳以上児：900円

② 1日

7:00 18:00

一時預かり事業（7:00～18:00） 3歳未満児：2,000円 3歳以上児：1,500円

3 一時預かり事業（幼稚園型） ※預かり保育

認定こども園（教育部分）及び幼稚園（施設型給付）では1号認定のお子さんを対象に教育標準時間の前後や長期休みに、一時預かり事業（幼稚園型）を実施しております。

※ 各施設により利用時間、一時預かり事業（幼稚園型）利用料は異なります。

（1）実施施設

1号認定子どもを対象とする教育・保育施設

*認定こども園（教育部分）*幼稚園（施設型給付）

（2）保育料（公立施設の例）

事業類型	利用時間	保育料
幼稚園型	午前7時30分～午前8時30分	100円
	午後2時～午後5時	500円※ ¹
	午後5時～午後6時	100円
	午前8時30分～午後2時（長期休み）	600円※ ²

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び里親世帯の保育料は無料とします。

※1の金額には、おやつ代として100円を含みます。

※2の金額には、給食代として200円を含みます。

（3）利用例（公立施設）

この例は、市立認定こども園ひまわり・つばさの保育料となります。

各施設で利用時間や保育料が異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

① 平日

7:30	8:30	14:00	17:00	18:00
一時預かり 100円	教育標準時間 (標準4時間、公立は5.5時間) 基本保育料	一時預かり 500円	一時預かり 100円	

② 長期休み

7:30	8:30	14:00	17:00	18:00
一時預かり 100円	一時預かり長期休み (標準4時間、公立は5.5時間) 600円	一時預かり 500円	一時預かり 100円	

4 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保育所や認定こども園等に通っていないお子さんの成長を支援するため、保育所等に定期的に通園する「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を実施しています。

※ 利用に当たって、保護者の就労等の理由は問われません。

（1）実施施設（令和8年4月時点）

- ① こだま保育園（花園5丁目7-13）
- ② 認定こども園向陽台（若草5丁目2-2）
- ③ 認定こども園北陽幼稚園・第2北陽保育園（北陽8丁目2-8）
- ④ 認定こども園春日保育園（春日町2丁目1-9）
- ⑤ 北斗認定こども園（新富1丁目1-41）
- ⑥ アリス認定こども園（勇舞1丁目1-1）
- ⑦ あんじゅ認定こども園（春日町5丁目1-10）



※ 利用定員等の詳細は市ホームページ（右記二次元コード参照）をご覧ください。

（2）対象となるお子さん

市内にお住まいで、次の要件の全てに該当するお子さん

- ・ 0歳6か月から2歳までのお子さん（3歳の誕生日の前々日まで対象）
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）、企業主導型保育施設に在園していないお子さん

※ 認可外保育施設（夜間保育所、病院内保育所）に在園するお子さんは利用することができます。

※ 支笏湖保育所に在園するお子さんについて、閉所期間中（冬期間）の本制度の利用を希望する場合は、個別に市にご相談ください。

（3）利用料

お子さん1人につき、1時間300円

※ 利用施設によっては、利用料とは別に実費がかかる場合があります。

（4）利用可能時間

お子さん1人につき、1か月10時間まで

※ 未利用時間分を翌月に繰り越すことはできません。

（5）利用手続き

千歳市乳児等通園支援事業利用資格認定申請書を市に提出していただく必要があります。

申請は、窓口・郵送での提出のほか、下記二次元コードからオンラインでも可能です。

※ 利用資格要件を満たす方には、後日に市から利用認定証が送付されます。

※ 認定証は本制度の利用資格を満たすことの証明となりますが、実際の施設利用を確約するものではありません。実際の利用可否は、利用を希望する施設との事前面談により決定されます。

【申請フォーム】

（6）申込み・お問い合わせ先

- ・ 申請に関すること：こども政策課保育係（TEL：24-0340）
- ・ 制度に関すること：こども政策課政策係（TEL：24-0341）



5 休日保育事業

現在、認定こども園（保育部分）、認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）を利用しており、保護者の勤務等の理由により日曜日・祝日に保育を必要とするお子さんのために休日保育を行っています。

（1）実施施設

千歳みどりの保育園 所在地：千歳市大和4丁目3-11
電話：49-2288 FAX：40-1166

（2）利用できる方

市内の認定こども園（保育部分）、認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）を利用している満1歳以上（利用日において1歳以上）就学前までの2号又は3号の認定を受けた児童を、保護者の就労等により、日曜日・祝日に家庭で保育することができない世帯

《※次の場合は利用できません》

- ・一時預かり事業（一般型）及び特別支援保育を利用している児童
- ・1号認定の児童
- ・保育施設に入園した理由以外の用事による利用（冠婚葬祭など）
- ・在籍施設の慣らし保育が終了していない場合

（3）利用日

日曜日・祝日（12月29日から翌年1月3日を除く）
※在籍施設の利用を含め、1週間の保育日数は、原則6日以内とします。

（4）受入時間

保育標準時間認定の場合 午前8時から午後6時まで
保育短時間認定の場合 午前8時から午後4時まで
※延長保育は実施しません。

（5）休日保育料

無料

（6）利用定員

1日20名

（7）利用手続き

事前の登録が必要です。詳細はこども政策課保育係に確認してください。

（8）申込み・お問い合わせ先

こども福祉部こども政策課保育係
千歳市東雲町2丁目34番地 第2庁舎1階3番窓口
電話：24-0340（直通） FAX：23-6700

6 その他の事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（市委託事業）

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）により会員組織をつくり、会員相互の信頼関係をもとに、地域の人が子育て家庭を支援していく仕組みで、安心して子育てができる環境づくりをサポートします。

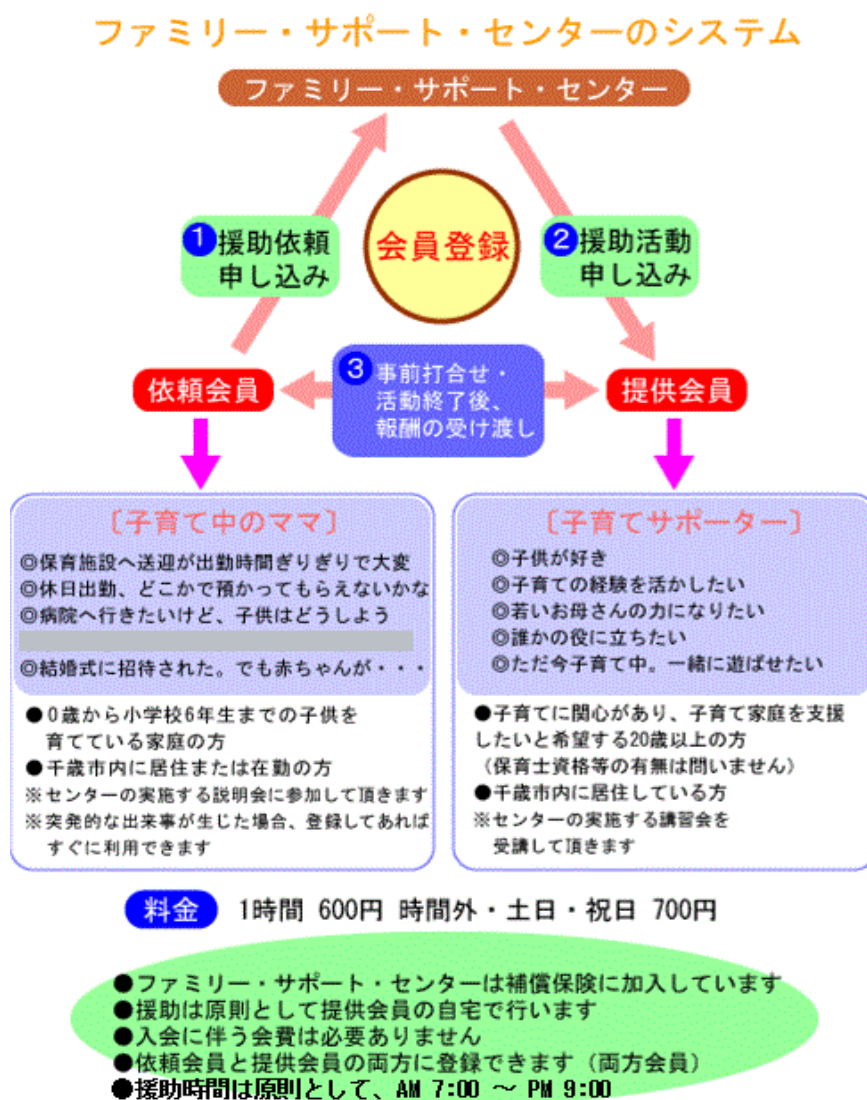
① 登録方法

事前に千歳市ファミリー・サポート・センターに電話し、制度の趣旨や目的を十分ご理解いただいたうえで、入会申込書を提出してください。（提出書類を確認）

② 申込み・問い合わせ先

千歳市ファミリー・サポート・センター（千歳市東雲町1丁目千歳市社会福祉協議会内）
電話番号 （0123）22-8522

③ 仕組み



※ 依頼会員がひとり親家庭等の場合、提供会員に支払った利用料金の半額を市が助成します。（限度額あり）

(2) 病児・病後児保育事業（市委託事業）

病気療養中や回復期にあるお子さんで、集団保育が困難な場合に、病児・病後児保育の専門施設「千歳こどもデイケアルーム大和 ふくろうの森」で、一時的にお預かりする事業です。

こどもデイケアルームでは、看護師と保育士がお子さんの健康状態をチェックしながら、保育を行います。

① 対象となるお子さん

市内にお住まいで、病気療養中または回復期にある生後6か月から小学3年生までのお子さんで、次の要件のいずれかに該当する方

- ・ 認定こども園や保育所、学童クラブに入所中であって集団保育が困難なお子さん
- ・ 保護者の勤務、傷病、出産その他やむを得ない理由により、一時的に家庭での保育が困難なお子さん

② 対象となる疾病・症状

乳幼児が日常罹患する疾病（風邪、消化不良症、多症候性下痢等）、はしか・水ぼうそう・風疹などの感染性疾患、ぜんそくなどの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患など

③ 実施施設

千歳こどもデイケアルーム大和 ふくろうの森

所在地：千歳市大和4丁目3-11(ケアハウス千歳ふくろうの園敷地内/指宿公園側)

電話：26-7721

運営：社会福祉法人いちはつの会

④ 利用定員

1日5名まで（利用予約制）

⑤ 利用時間

午前7時～午後6時 ※午後6時から午後7時まで延長保育あり（別途料金）

ただし、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

⑥ 利用期間

1日単位で、原則として連続7日以内

⑦ 利用料（1人当たり）

利用世帯の区分	利用料 (日額)	延長保育料	
		18時～19時	18時～18時半
生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯及び里親世帯	無料	無料	無料
市町村民税の所得割の額が48,600円未満の世帯	1,000円	300円	150円
市町村民税の所得割の額が48,600円以上の世帯	2,000円	300円	150円

※給食費546円（税抜）が別途かかります。保育当日に施設へ直接お支払いいただきます

⑧ 申込み・お問い合わせ先

可能な限り利用希望日の前日までに、電話で空き状況を確認し、病院で受診後に利用予約を行ってください。予約の際には、必ず申込書等必要書類の提出先と提出日を確認してください。

【利用予約先】千歳こどもデイケアルーム大和 ふくろうの森

【電話番号】0123-26-7721

【受付時間】午前7時から午後9時まで（土日、祝日も受け付けております。）

※当日の利用予約の場合は、午前7時から午前8時まで

※ 病院で受診後、医師からこどもデイケアルームの利用が適当と判断された場合は、医療機関から「病児・病後児保育医師連絡書」の発行を受けてください。（発行に係る費用は、自己負担となります。）

※ その他の必要書類、手続き等については、予約時にご確認ください。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）（市委託事業）

保護者の病気や出産などで、昼夜の養育ができない子どもを、短期間、宿泊でお預かりします。

① 対象となるお子さん

市内に居住する18歳未満の子ども

② 利用期間

原則7日以内（場合により延長可）

③ 預かり先

次の2施設、または、市内の一般家庭（里親）のいずれかになります。

名 称	所 在 地	電話番号
児童養護施設「天使の園」	北広島市中央4丁目5-7	011-372-8341
児童養護施設「北光社ふくじゅ園」	北広島市西の里南1丁目3-6	011-375-3237

④ 費用

世帯区分	子どもの年齢	1日当たりの費用
生活保護世帯	—	無 料
市民税非課税世帯	満2歳未満	1,100円
	満2歳以上	1,000円
その他の世帯	満2歳未満	5,350円
	満2歳以上	2,750円

※ ひとり親、養育者家庭は市民税非課税世帯に含まれます。

※ 年齢は、利用開始日での年齢となります。

※ 利用期間内にかかった医療費・交通費は自己負担となります。

⑤ 申込み・お問い合わせ先

こども福祉部こども家庭課児童相談係
千歳市東雲町2丁目34番地 第2庁舎1階3番窓口
電話：24-0935（直通）

※利用希望の際は事前に電話等でお問い合わせください。

⑥ その他

- * 子どもが病気や負傷により治療が必要な場合など、ご利用できない場合があります。
- * 預かり先までの送迎は、原則として申込者をお願いしています。

